

平成26年度第2回小金井市廃棄物減量等推進審議会次第

1 開 会

第1回審議会会議録の確認について

2 議 題

一般廃棄物処理基本計画の策定について（諮問・審議）

3 その他

小環ご発第176号
平成26年9月18日

小金井市廃棄物減量等推進審議会
会長 大江 宏 様

小金井市長 稲葉 孝彦



小金井市一般廃棄物処理基本計画の策定について（諮問）

小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

（諮問事項） 小金井市一般廃棄物処理基本計画の策定

小金井市一般廃棄物処理基本計画

循環型都市小金井の形成

～ ごみゼロタウン小金井を ～

素 案

目 次

序 章 計画改定にあたって	1
第1節 計画策定の背景と目的	1
第2節 計画の位置づけと対象期間	2
第1章 本市の現状と課題	4
第1節 前計画における数値目標の達成	4
第2節 ごみ・資源物処理量の推移	6
第3節 前計画の施策実施状況	12
第4節 小金井市の抱える課題	28
第2章 基本方針	32
第1節 目指す将来像	32
第2節 基本方針	33
第3節 市民・事業者・行政の役割	34
第4節 本計画の目標値	36
第5節 将来予測	38
第3章 一般廃棄物処理基本計画	40
第1節 計画の体系	40
第2節 発生抑制を最優先とした3Rの推進	42
第3節 安心・安全・安定的な適正処理の推進	55
第4節 廃棄物処理を支える体制の確立	59
第5節 生活環境保全の推進	62
第6節 計画の実効性を高める仕組み	64
第4章 生活排水処理基本計画	66
第1節 生活排水処理の現状	66
第2節 今後の取組	67

序 章 計画策定にあたって

第 1 節 計画策定の背景と目的

小金井市(以下、「本市」という。)では、平成 18 年(2006 年)3 月に「小金井市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」(以下、「前計画」という。)を策定しました。

前計画は、平成 18 年(2006 年)度から平成 27 年(2015 年)度までの 10 年間を計画期間とし、計画期間を前期・後期に分け、おおむね中間年での見直しを予定していましたが、可燃ごみの安定的な処理体制について方向性が定まっていなかったことを踏まえ、見直しについて延伸をしてきたところです。

本市の可燃ごみを焼却処理していた二枚橋衛生組合の焼却炉は、施設の老朽化に対応するため大規模な改修・補強工事などに取り組み、建替えについても検討してきましたが、これを実現するには至らず、平成 19 年(2007 年)3 月、全焼却炉の運転を停止しました。そのため平成 19 年(2007 年)4 月以降、多摩地域の自治体及び一部事務組合に可燃ごみの処理をお願いしているところです。各施設の周辺住民及び関係者に厚く御礼申し上げます。

新たな可燃ごみ共同処理体制への移行に向けては、平成 26 年(2014 年)1 月、日野市・国分寺市・本市の 3 市にて、新可燃ごみ処理施設の整備によるごみ処理の広域化について基本合意し「新可燃ごみ処理施設の整備及び運営に関する覚書」を締結しました。この結果を踏まえ、本市は両市とともに新可燃ごみ処理施設の平成 31 年(2019 年)度中の稼働を目指し、整備事業を実施します。

本市では、可燃ごみの安定的な処理体制について方向性が定まったことから、前計画期間の最終年度である平成 27 年(2015 年)度から 1 年計画を早め、本市のごみ処理施策の展開や中長期的な展望などを踏まえ、市民・事業者・行政が相互に協力・連携して行動する取組を長期的・総合的に実践するための指針として、新たな「小金井市一般廃棄物処理基本計画」(以下、「本計画」という。)を策定することとします。

第2節 計画の位置づけと対象期間

1 基本計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」第6条第1項に基づき、一般廃棄物処理の基本計画として、本市の上位計画である第4次小金井市基本構想・前期基本計画及び小金井市環境基本計画との整合を図った上で策定するものです。なお、本計画を推進するための年度毎の具体的な取組については、毎年度策定する実施計画「一般廃棄物処理計画」で定めるものとします。

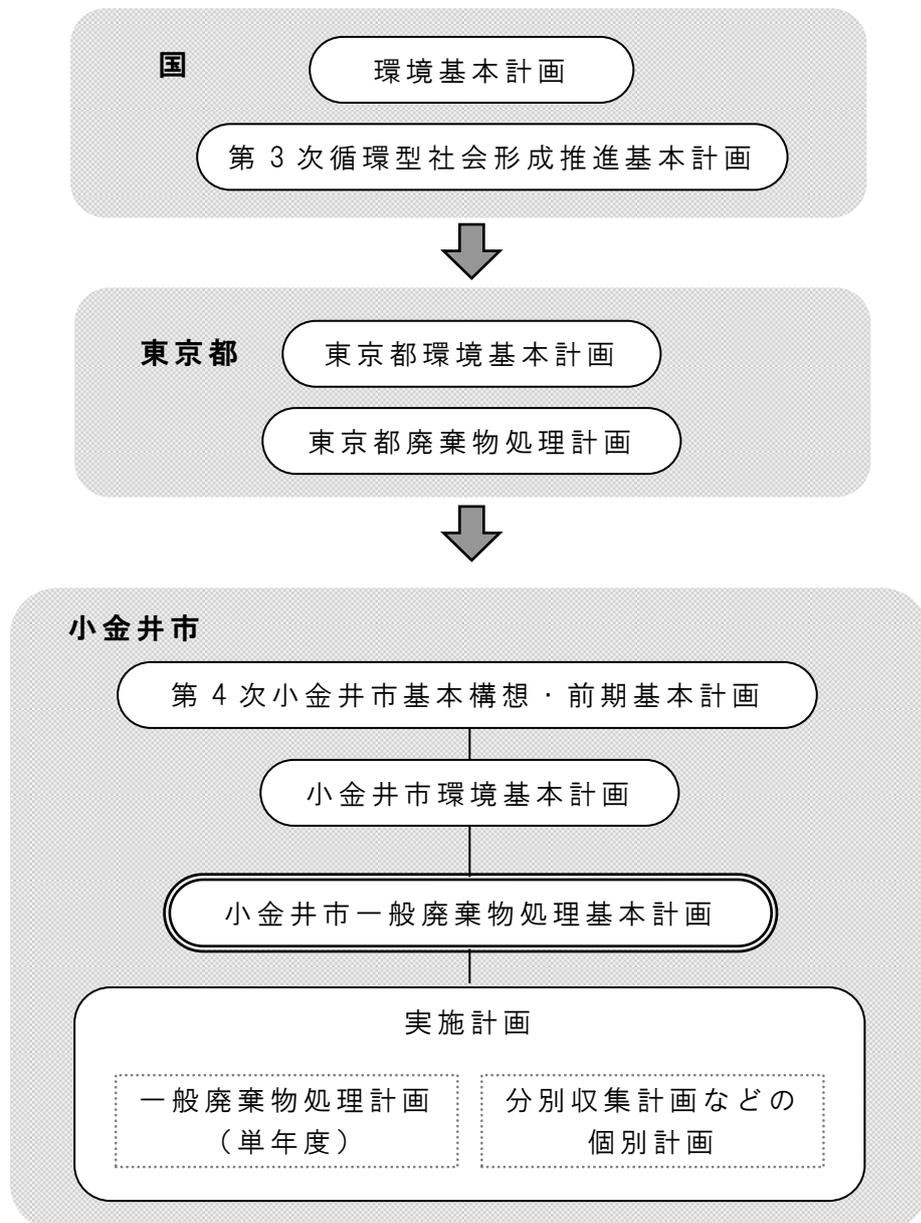


図 0-1 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

2 計画対象期間

本計画は、平成 27 年(2015 年)度を計画の 1 年目とし、平成 36 年(2024 年)度までの 10 年間を計画期間とします。また、この計画は、国の指針に基づきおおむね 5 年ごとに見直すこととし、社会情勢の変化、法制度の改定、計画の前提となる諸条件に変動があった場合などは、必要に応じて本計画の見直しを行うものとします。



図 0-2 計画期間

第1章 本市の現状と課題

第1節 前計画における数値目標の達成

1 市民1人1日あたりのごみ・資源物排出量の目標値と実績の推移

市民1人1日あたりのごみ・資源物排出量は、平成19年(2007年)度に前期目標値を達成し、平成20年(2008年)度には後期目標値も達成しています。

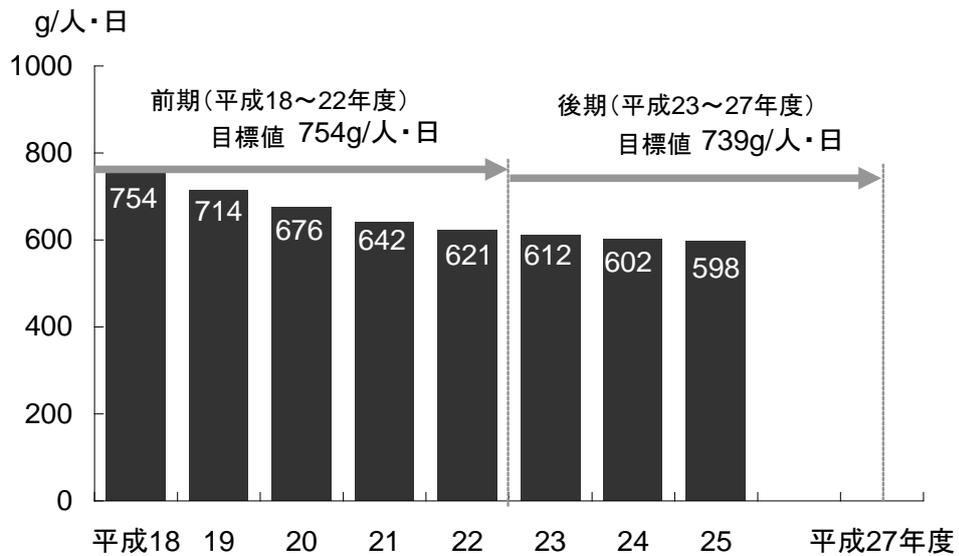


図1-1 市民1人1日あたりのごみ・資源物排出量の目標と実績

2 焼却処理量の目標値と実績の推移

平成19年(2007年)度に前期目標値を達成し、平成20年(2008年)度には後期目標値を達成しています。

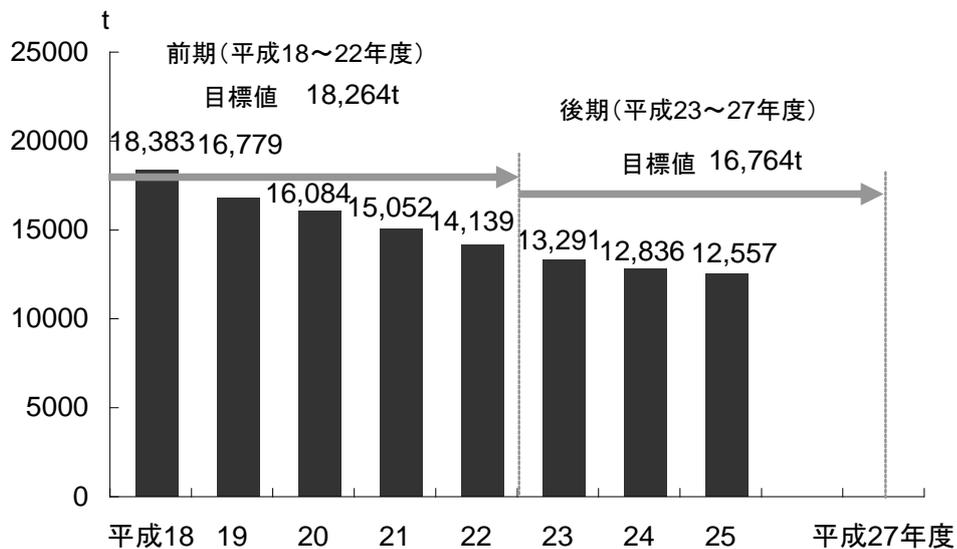


図1-2 焼却処理量の目標と実績

3 埋立処分量の目標値と実績の推移

平成 18 年(2006 年)度に前期目標値及び後期目標値ともに達成しています。

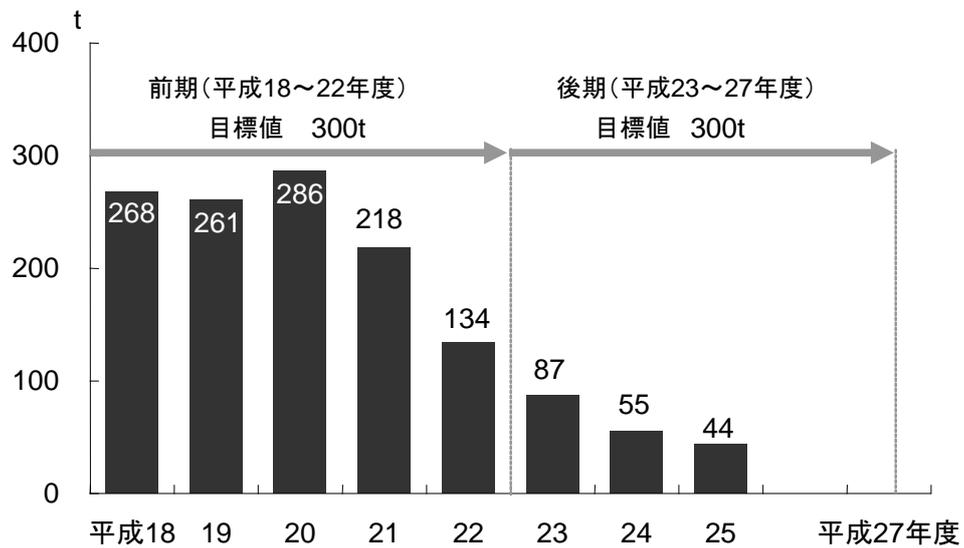


図 1-3 埋立処分量の目標と実績

第2節 ごみ・資源物処理量の推移

1 排出量の推移

(1)ごみの排出量の推移

平成18年(2006年)度以降、排出量は減少傾向が続いていましたが、平成25年(2013年)度では家庭系ごみが増加に転じ、平成24年(2012年)度と比べ総排出量も増加しています。

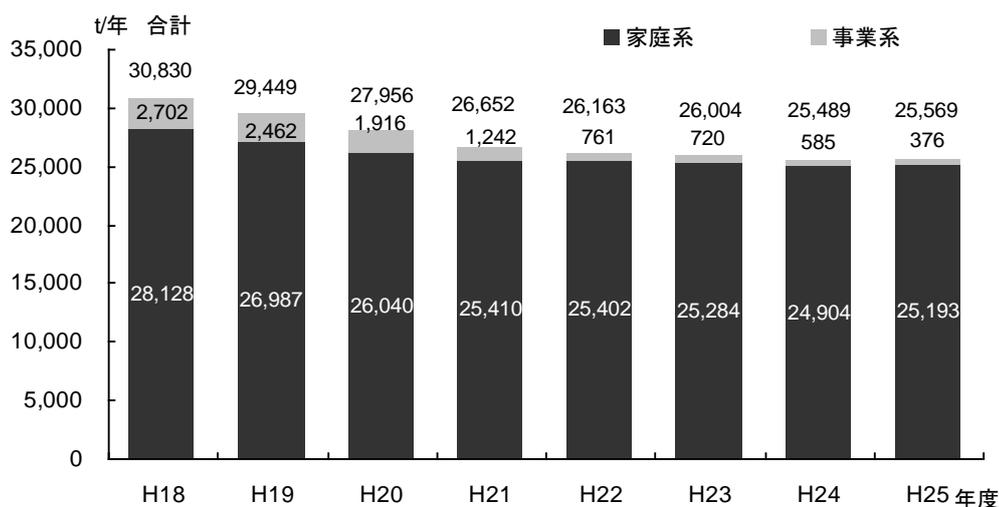


図1-4 排出量の推移

(2)ごみの項目別排出量の推移

燃やすごみは、平成18年(2006年)度以降、減少傾向にあります。プラスチックごみ、資源物は、平成18年(2006年)度から平成25年(2013年)度にかけて、増減を繰り返しつつ、減少傾向にあります。一方、燃やさないごみは、同様に増減を繰り返しつつ、増加傾向にあります。

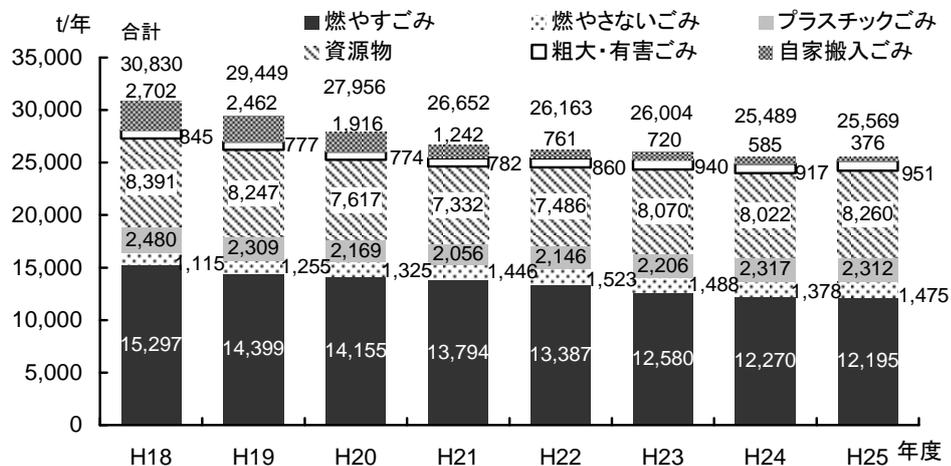


図1-5 項目別排出量の推移

2 排出量（市民 1 人 1 日あたり）

(1) 市民 1 人 1 日あたりの排出量の推移

平成 18 年（2008 年）度以降、家庭系ごみ、事業系ごみの排出量は減少傾向にあります。家庭系ごみは、平成 25 年（2012 年）度はほぼ横ばいに推移しました。平成 25 年（2013 年）度は 598g となっており、平成 18 年（2008 年）度と比べると 156g 減少しました。

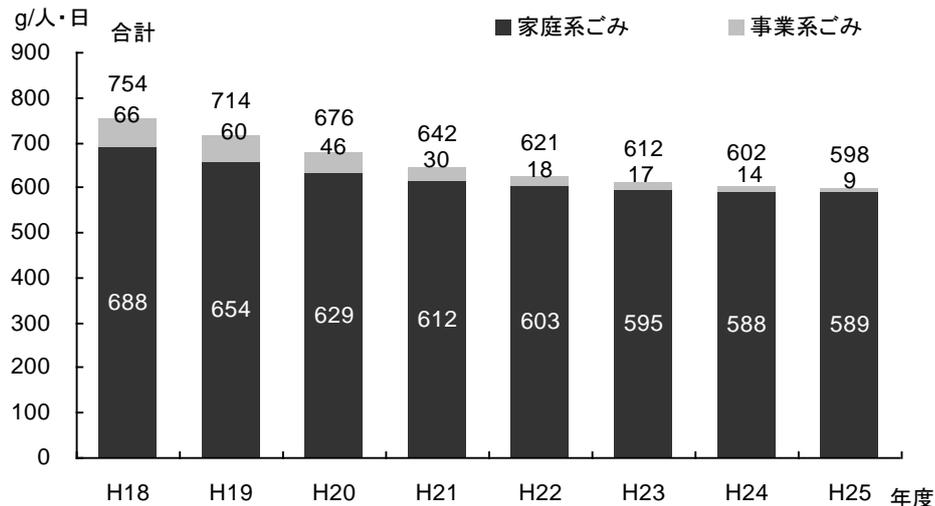


図 1-6 1 人 1 日あたりの排出量の推移

(2) 市民 1 人 1 日あたりの項目別排出量の推移

燃やすごみは、平成 18 年（2006 年）度以降、減少傾向にあります。プラスチックごみ、資源物は、平成 18 年（2006 年）度から平成 25 年（2013 年）度にかけて、増減を繰り返しつつ、減少傾向にあります。一方、燃やさないごみは、同様に増減を繰り返しつつ、増加傾向にあります。

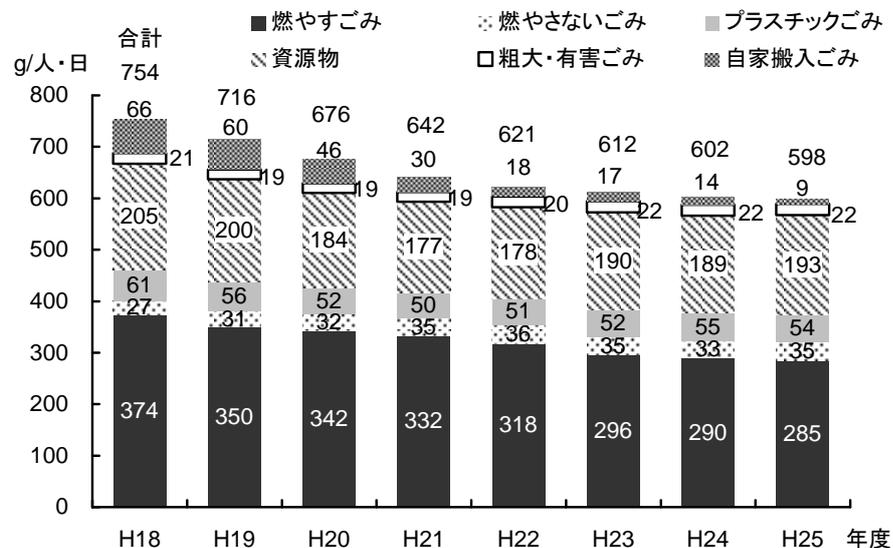


図 1-7 1 人 1 日あたりの項目別排出量の推移

3 燃やすごみの焼却量及び不燃・粗大ごみの中間処理量

(1) 焼却処理量の推移

平成 18 年(2008 年)度以降、家庭系ごみ、事業系ごみ(自家搬入ごみ)の排出量は減少傾向にあります。

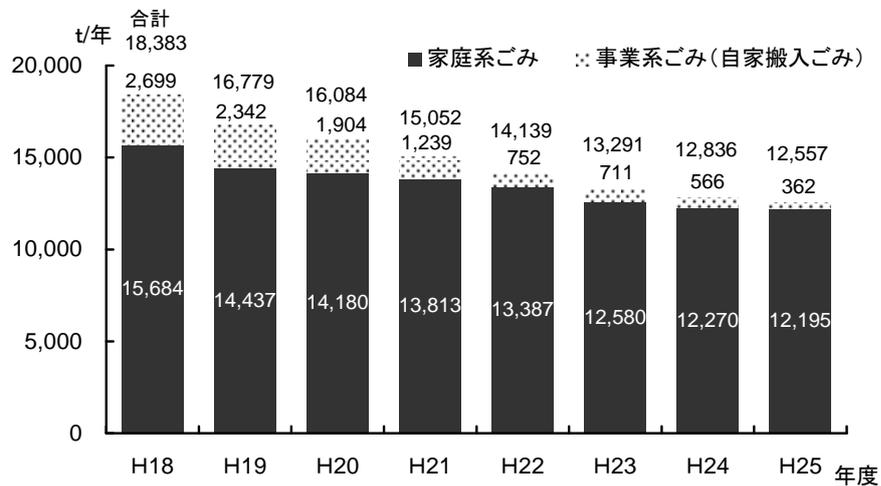


図 1-8 焼却処理量の推移

(2) 不燃・粗大ごみの中間処理量の推移

プラスチックごみは、平成 18 年(2006 年)度から平成 25 年(2013 年)度にかけて、増減を繰り返しつつ、減少傾向にあります。一方、燃やさないごみは、同様に増減を繰り返しつつ、増加傾向にあります。不燃系粗大ごみは、平成 20 年(2008 年)度までは減少し、平成 21 年(2009 年)以降は増加傾向にあります。

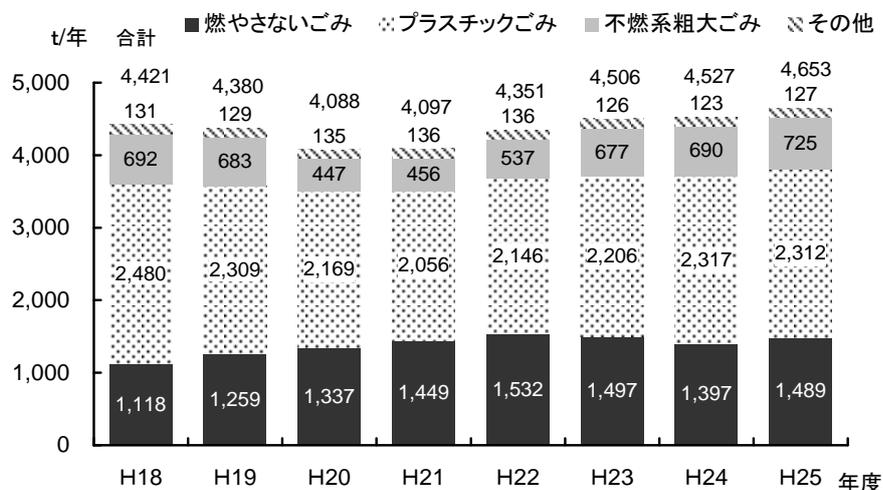


図 1-9 不燃・粗大ごみの中間処理量の推移

4 資源化量の推移

戸別回収、中間処理施設での資源化量は、平成 18 年(2006 年)度から平成 25 年(2013 年)度にかけて、増減を繰り返しつつ、減少傾向にあります。一方、拠点回収量は、同様に増減を繰り返しています。

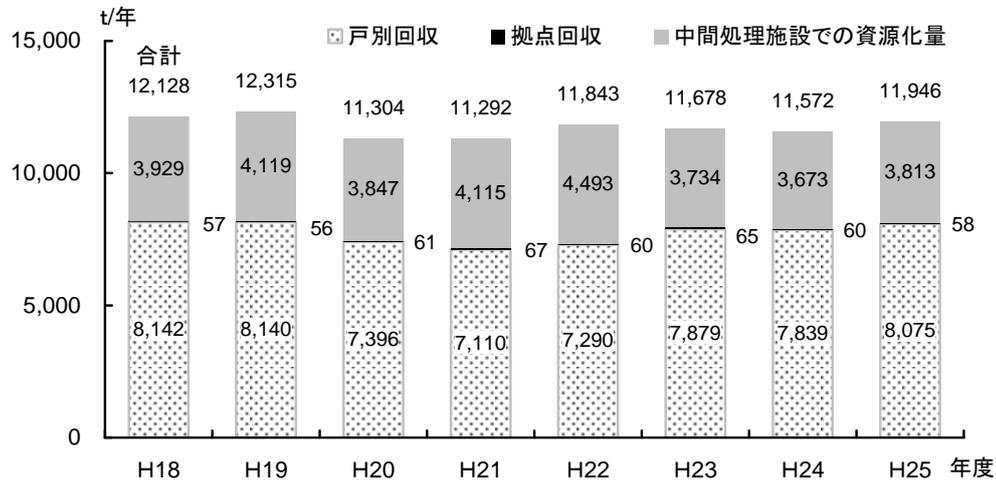


図 1-10 資源化量の推移

5 集団回収の実施団体登録数及び集団回収量の推移

実施団体登録数、集団回収量は、ともに平成 20 年(2008 年)度までほぼ横ばいに推移していましたが、平成 21 年(2009 年)度以降は増加傾向にあります。

表 1-1 集団回収の実施団体登録数の推移

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
子ども会	43	44	42	42	41	43	43	42
自治会	20	19	22	41	50	54	59	72
その他の団体	31	30	30	30	29	27	27	26
合計	94	93	94	113	120	124	129	140

表 1-2 集団回収量の実績の推移

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
新聞	676	659	614	679	671	709	681	671
雑誌	250	273	282	373	395	455	463	469
段ボール	189	207	217	232	215	231	247	283
紙パック	5	5	5	7	7	6	6	6
アルミ缶	10	11	13	18	19	21	24	26
スチール缶	0	0	0	2	3	4	7	8
布	33	33	34	48	57	69	77	80
びん	0	0	0	0	0	0	0	1
合計	1,163	1,188	1,165	1,359	1,367	1,495	1,505	1,544

6 最終処分量

埋立処分量は、平成 18 年(2008 年)度以降、減少傾向にあります。焼却灰については、平成 18 年(2006 年)度から、全量をエコセメント化しています。

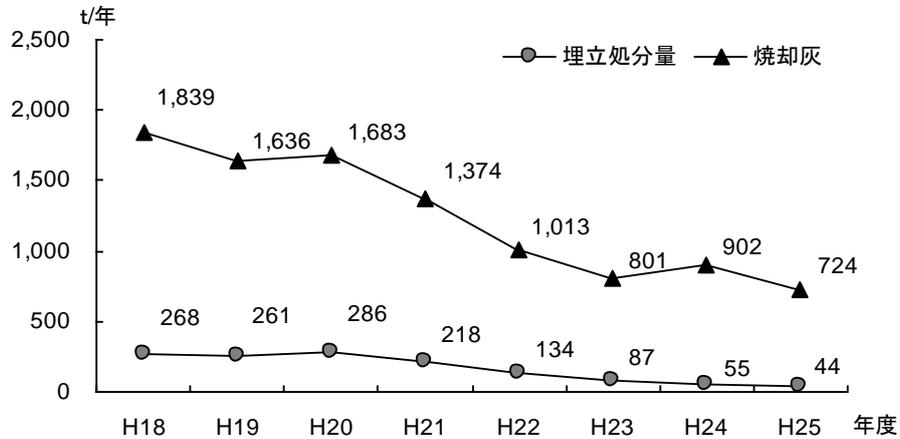


図 1-11 最終処分量の推移

7 その他

(1) 一般廃棄物処理実態調査

環境省発表「一般廃棄物処理実態調査(平成 24 年(2012 年)度版)」によると、人口 10 万人以上 50 万人未満の自治体の中で、市民 1 人 1 日あたりのごみ総排出量(家庭系ごみ、事業系ごみ、集団回収含む)は、637g で全国 1 位となっています。

(2) ごみ処理経費

市民 1 人あたりのごみ処理経費は年々増加しています。また、1t あたりのごみ処理経費についても同様の傾向を示しています。

表 1-4 ごみ処理経費

単位: 千円

行政区分	年度	H20	H21	H22	H23	H24
小金井市						
行政区域内人口(人)		113,379	113,738	115,351	116,147	116,092
ごみ排出量(t)		29,121	28,011	27,530	27,499	26,994
清掃費		3,094,029	2,845,632	3,089,904	3,249,387	3,587,661
市民1人1日あたりのごみ処理経費		27.289	25.019	26.787	27.977	30.904
1tあたりのごみ処理経費		106.248	101.590	112.238	118.164	132.908
多摩地域						
行政区域内人口(人)		4,103,973	4,128,529	4,144,325	4,150,648	4,151,161
ごみ排出量(t)		1,293,306	1,236,098	1,213,426	1,207,949	1,197,672
清掃費		80,949,183	83,236,382	82,244,402	77,475,279	76,893,302
市民1人1日あたりのごみ処理経費		19.725	20.161	19.845	18.666	18.523
1tあたりのごみ処理経費		62.591	67.338	67.779	64.138	64.202

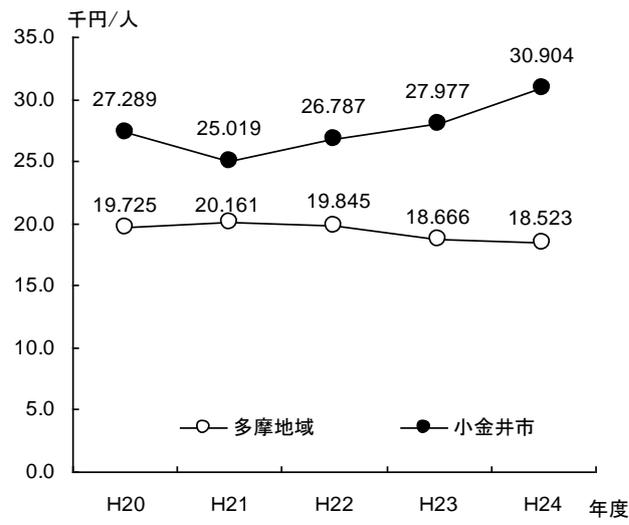


図 1-12 市民 1 人 1 日あたりの年間処理費

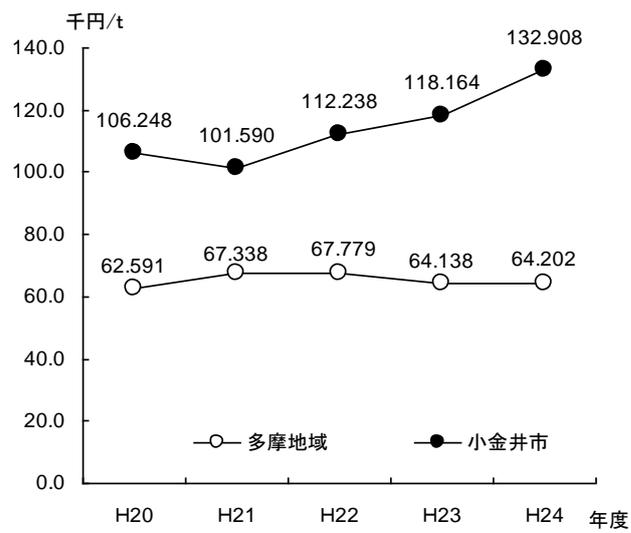


図 1-13 1tあたりの年間処理費

第3節 前計画の施策実施状況

前計画における各施策の実施状況は、以下のとおりです。

1 発生抑制を最優先したひとづくり・まちづくり

(1) 【重点】「小金井市ごみゼロ化推進会議」の設置

① 「小金井市ごみゼロ化推進会議」の設置

町会・自治会などから推薦を受けた者、公募市民及び一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する者をごみゼロ化推進員として市長が委嘱し、一般廃棄物の適正な処理及び減量並びにまちの美化などに向けた市の施策への協力その他活動を行うため、平成18年(2006年)10月に、ごみゼロ化推進会議を発足しました。

(2) 地域コミュニティにおけるごみゼロ化・まちの美化への取組促進

① ごみゼロ化推進員による活動の展開

ごみゼロ化推進員は、ごみゼロ化啓発部会・事業所部会・まち美化部会の3つの部会に分かれて活動しています。キャンペーン活動(ごみ減量啓発、喫煙マナーアップ、マイバッグ持参)、講演会などの企画、事業所ごみなどの実態調査及び清掃活動など、多岐にわたる活動を行っています。また、平成23年(2011年)10月にごみ相談員制度を発足し、地域におけるごみ分別指導の浸透に向けた取組を進めています。地域コミュニティにおけるごみの減量、資源化の推進及びまちの美化に向けて、ごみゼロ化推進員・事業者・行政の連携強化を図ることが求められます。

表 1-6 ごみゼロ化推進員活動実績

	ごみゼロ化推進会議(年1回総会)			
	3部会共通	ごみゼロ化 啓発部会	事業所部会	まち美化 部会
	開催実績			
	(役員会/キャ ンペーン)	(運営委員会/全体会)		
平成21年度	8回/23回	7回/8回	5回/4回	4回/2回
平成22年度	8回/21回	7回/8回	5回/4回	4回/2回
平成23年度	9回/16回	9回/6回	7回/4回	3回/2回
平成24年度	7回/12回	8回/8回	5回/5回	3回/1回
平成25年度	6回/16回	7回/8回	10回/5回	4回/1回

表 1-7 各部会の主な活動内容

<p>【ごみゼロ化啓発部会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学習会、見学会及び講演会などの企画 ○夏休み生ごみ投入リサイクル事業 <p>【事業所部会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業所ごみなどの実態調査の実施 ○市内店頭などでのマイバッグ持参運動 <p>【まち美化部会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市内一斉清掃への参加 ○まちの美化に向けたパトロールの実施

② 自主的なまちの美化活動の展開

町会・自治会などが自主的に行うまちの美化活動について、ボランティア袋の配布及びごみの収集などの支援をしています。

③ 町会・自治会等のモデル的な取組に対する支援

市立小・中学校の一部に設置している大型生ごみ減量化処理機器（乾燥型）を有効利用するため、毎週土曜日に地域ボランティアが実施している生ごみ投入リサイクル事業を支援しています。

(3) PR・啓発事業の展開

① 広報媒体を活用した PR・啓発

ごみの減量及び資源化の推進に向けて、広報媒体などを活用した啓発に取り組んでいます。

- ごみ・リサイクルカレンダー（地区別）及び分別啓発チラシの作成・全戸配布
- 市報「ごみ減量・リサイクル特集号」（年4回）の発行
- 市報（毎月15日号）でごみ減量大作戦として市長コラムの掲載
- 市ホームページによる情報発信
- 啓発用広報媒体として、アニメーションDVD、冊子、ポスター、かるた、ティッシュ及び水切り袋などの作成
- 市民・事業者・行政が連携し、啓発用広報媒体を活用したキャンペーン（ごみ減量啓発、喫煙マナーアップ、マイバッグ持参）を実施
- 市内イベントにて、ごみ分別クイズ、水切り体験、アニメーションDVDの上映、パネルの展示及びごみ減量啓発キャンペーンなどを実施
- 市内各所、収集運搬車両及びコミュニティバス（C o C oバス）に、ごみ非常事態宣言・ごみ減量啓発の横断幕を掲示

○市内広報掲示板に、ごみ非常事態宣言・ごみ減量啓発のポスターを掲示

市民への分かりやすい情報発信に向けて、更なる啓発活動の充実が求められます。

② 市のホームページの充実

ごみ減量施策の紹介、ごみ分別ルールの情報提供、廃棄物に係る計画及び審議会情報など市民の皆さんにお知らせすべき情報を随時掲載しています。市民への分かりやすい情報発信に向けて、更なるホームページの充実が求められます。

③ 新たな情報紙の発行

平成 24 年(2012 年)度に、ごみ減量啓発アニメーションDVD(子ども向け・転入者向けの 2 種類)及び冊子を東京学芸大学との協働により作成しました。市内イベント及び小学校などでの出張講座において上映・配布を行っています。また、転入者への啓発のため、市役所第二庁舎1階の市民課フロアにおいて、ごみ減量啓発アニメーションDVD(転入者向け)を上映しています。平成 25 年(2013 年)度には、ごみ減量啓発かるたを作成し、市内小・中学校、児童館及び保育園などに配布しています。

(4)環境教育・環境学習の推進

①小・中学校における環境教育の推進

小・中学生へのごみ減量・資源化啓発施策として、ごみ・リサイクルカレンダーの表紙絵の募集(小学校 4 年生から 6 年生対象)、市内小・中学校での出張講座の開催並びに中間処理場及び空き缶・古紙等処理場にて施設の見学会を実施しています。また、ごみ減量啓発かるたの読み札となる標語は中学生から募集して作成しており、子どもたちが親しみやすいツールを活用した環境教育に取り組んでいます。

②学習の場の提供

ごみ減量への理解を深め関心を高めるため、市民主催の学習会に、市の職員を講師として派遣し、ごみ減量施策など本市の取組を伝える出

張講座を実施しています。また、市民を対象に近隣の中間処理施設の見学会を実施し、併せて市内の中間処理場にて視察者の受入れを行うなど、ごみの減量及び資源化の推進に向けた学習の場を提供しています。

③情報の提供

ごみ・リサイクルカレンダー、市報「ごみ減量・リサイクル特集号」(年4回)、市ホームページ、分別啓発チラシ、アニメーションDVD及び冊子など広報媒体を活用して、市民への情報提供を行っています。

(5) 市民・事業者の多様な取組への支援

①ごみになるものは作らない・売らない・買わない取組への支援

ごみ減量に向けた啓発活動として、市報「ごみ減量・リサイクル特集号」(年4回)、市ホームページ、アニメーションDVD及び冊子など広報媒体を活用して、ごみになるものは作らない・売らない・買わない取組を推進しています。さらに、市民・事業者と連携したキャンペーン(ごみ減量啓発・マイバッグ持参)を実施しています。市民一人ひとりが、日頃から、ごみ減量の基本である発生抑制を意識した行動を実践していくために、更なる取組を推進することが求められます。

② 個人・地域でのごみ減量活動への支援

身近に取り組めるごみ減量活動として生ごみの水切り及び生ごみ減量化処理機器購入費補助制度を推進しています。また、地域ボランティアの協力のもと、夏休み生ごみ投入リサイクル事業を推進するとともに、毎週土曜日実施の生ごみ投入リサイクル事業を支援しています。市内イベントにてパネル展示及び水切り体験を実施することで、その重要性について周知徹底を図っています。また、ごみの減量や分別に関する不明な点などについては、電話対応の他、清掃指導員が戸別対応をしています。更なるごみ減量に向けて、引き続き個人・地域でのごみ減量活動を推進することが求められます。

③ ライフスタイル変革への支援

市内小・中学校などへの出張講座において、市の職員を講師として派遣し、ごみの減量及び資源化の推進に向けたライフスタイル変革への支

援を行っています。ごみへの関心が低く行動していない人への意識改革を図り、ライフスタイルとして確立するよう更なる支援を行うことが求められます。

(6) ごみを出さない事業活動の推進

① 事業所ごみの排出管理の徹底

事業者は、自らの責任でごみを適正に処理することが原則です。適正な分別及び法令を遵守した適正処理に向けて、適宜、個別指導を行っています。

② 簡易認証制度の検討

環境管理の簡易認定制度を検討した結果、ごみや環境負荷の自主的な削減を図る取組については、本市独自の取組であるリサイクル推進協力店認定制度を展開することで、事業者に対し自ら排出するごみの発生抑制及び資源化の推進を図っています。

(7) 拡大生産者責任の追求

① 「リサイクル推進協力店」運動の展開

ばら売り・量り売り及び簡易包装に積極的に取り組んでいる事業所に対し、リサイクル推進協力店の認定制度を実施しています。認定された協力店については、市報「ごみ減量・リサイクル特集号」(年4回)及び市ホームページなどで紹介・周知を行っています。平成25年(2013年)度末で6事業所を認定しています。認定協力店拡大に向けた取組を推進することが求められます。

② リユースの促進

公益社団法人小金井市シルバー人材センターと「リサイクル事業に関する協定」を締結し、リサイクル事業所におけるリユース活動の充実に向けた事業の支援を行っています。また、リサイクル事業所の活動及び民間団体が行うフリーマーケットなどの取組を、市報及び市ホームページを活用して周知するなど、リユースを推進しています。また、平成25年(2013年)7月からリユース食器(カップ、皿、箸、スプーンなど)の貸出しを実施し、町会・自治会・事業者・各種団体などが主催するイベントでの使用実績があります。

③ 自主協定の締結

販売事業者との自主協定の締結を検討した結果、販売店でのレジ袋の削減及び飲食店での使い捨て容器の使用自粛などの取組については、本市独自の取組であるリサイクル推進協力店認定制度を展開することで、事業者の自主的な取組みの推進を図っています。

(8) 不法投棄の防止

① 不法投棄の防止体制の確立

ごみゼロ化推進員及び町会・自治会などの地域団体と連携し、道路などのまちの美化に向けたパトロール及び美化清掃などを実施しています。

(9) 市施設のごみゼロ化行動計画

① 市施設のごみゼロ化行動計画の策定

平成 23 年(2013 年)4 月に小金井市施設ごみゼロ化行動基本計画を策定しました。計画期間は 10 年間で、前期 5 年間は前期基本計画として廃棄物の減量目標を 25%減、資源化率目標を 5%増の数値目標を定め、結果、廃棄物は 11%の減、資源化率は 1%減となりました。後期計画期間においては、前期計画期間の進捗状況を検証し、数値目標を設定することとしています。市内に 6 つのごみゼロ化推進部会を設け、各部会では小金井市施設ごみゼロ化行動実施計画を策定することとし、ごみの発生抑制、再使用及び再生利用への取組を行っています。市職員一人ひとりが、ごみを排出する当事者であるという自覚を持って、率先してごみの発生抑制、再使用及び再生利用に取り組むことが求められます。

② 進捗状況の公表

各施設ごとの実績報告などについては、市報「ごみ減量・リサイクル特集号」に掲載して公表しています。

2 分別排出・資源リサイクルの推進

(1) 【重点】新たな分別収集等

① 不燃ごみの 3 分別収集の開始

不燃ごみについては、平成 18 年(2006 年)4 月から、プラスチックごみ(有料)、金属(無料)、その他燃やさないごみ(有料)の 3 種に区分して分別を開始しています。

② 生ごみ分別収集の検討

生ごみを有機性資源として有効利用するため検討した結果、生ごみ減量化処理機器購入費補助制度を推進し、家庭で使用している生ごみ減量化処理機器(乾燥型)から生成された生ごみ乾燥物を平成 20 年(2008 年)4 月から拠点回収、平成 22 年(2010 年)2 月からは地区別に申込制による戸別回収(同年 9 月からは全市域)を実施しています。回収した生ごみ乾燥物は、生ごみ乾燥物肥料化実験施設にて食品リサイクル堆肥を製造して、有効利用しています。

③ 資源物リサイクルに関する行政と民間の役割の見直し

プラスチックごみとペットボトルは、容器包装リサイクル法に基づき、公益財団法人容器包装リサイクル協会へ引渡しリサイクルしています。また、店頭回収を実施している事業所については、自主回収・自主処理への取組を推進し、市民への周知のため、ごみ・リサイクルカレンダーへ掲載しています。更に、集団回収については、自治会及び子供会などの登録団体に対して回収量に応じた奨励金を交付し、ごみの減量及び資源化の推進を図るとともに、更なる地域活動の活性化を促進しています。集団回収実施団体数及び回収量は増加傾向となっています。

④ その他の未活用資源の有効利用方策の調査・検討

平成 19 年(2007 年)4 月から、シュレッダーごみの資源物回収を開始しています。また、ざつがみリサイクル袋の作成・配布によるざつがみの資源化推進事業を実施し、ざつがみ資源化の意識浸透を図っています。平成 20 年(2008 年)4 月から、家庭から出る枝木・雑草類・落ち葉の戸別回収(申込制)を一部地域で開始し、同年 10 月からは全市域へ拡大しています。平成 23 年(2011 年)4 月から、回収方法(変更前:枝木・雑草類・落ち葉 4 束(袋)から回収 → 変更後:枝木・雑草類 1 束(袋)、落ち葉 3 束(袋)から回収)を変更した結果、回収量が大きく増加しています。平成 24 年(2012 年)4 月から、くつ・かばん類の拠点回収を開始し、更に、布類の収集品目も追加しています。平成 25 年度には、不燃系ごみに含まれる使用済み小型電子機器などの組成分析調査を実

施し、効率的・効果的な回収方法を現在検討しています。平成 26 年 7 月から、難再生古紙（感熱紙、カーボン紙、アルミ付紙パック、マルチパック及び写真など）の拠点回収を開始しています。更なる未活用資源の有効利用に向けて、調査・検討をしていくことが求められます。

(2) 【重点】有機性資源の循環システムの構築

① 家庭での生ごみの発生抑制・減量の推進

家庭から排出される生ごみを自家処理するための生ごみ減量化処理機器を購入する市民に対し補助金を交付する生ごみ減量化処理機器購入費補助制度及び生ごみ堆肥化容器の配布制度を実施しています。平成 19 年（2007 年）には、補助制度の拡充（補助率 1/2→4/5、上限額 3 万→5 万）を行いました。

また、平成 26 年（2014 年）4 月からは、町会、自治会及び集合住宅管理組合などの団体に対し補助金を交付する大型生ごみ減量化処理機器購入費補助制度を開始しています。更なる制度活用件数の増加を図っていくことが求められます。



表 1-8 生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の実績

	購入費補助件数	購入費補助金額
平成 21 年度	286 件	12,441,100 円
平成 22 年度	325 件	15,004,800 円
平成 23 年度	277 件	11,575,000 円
平成 24 年度	237 件	9,898,700 円
平成 25 年度	265 件	11,528,900 円

② 事業所での生ごみの発生抑制・減量の推進

事業所から排出される生ごみを自家処理するための生ごみ減量化処理機器を購入する事業者に対し補助金を交付する生ごみ減量化処理機器購入費補助制度を実施しています。

③ 生ごみ肥料化事業の推進

平成 18 年(2006 年)10 月から、中町のリサイクル事業所横に生ごみ乾燥物肥料化実験施設を設置し、堆肥化実験を行っています。市立小・中学校などに設置されている大型生ごみ減量化処理機器(乾燥型)及び家庭で使用している生ごみ減量化処理機器(乾燥型)から生成された生ごみ乾燥物を回収し、食品リサイクル堆肥を製造しています。食品リサイクル堆肥は、希望する市民及び市内農家に無料で配布し、野菜や果実の栽培に利用されています。また、平成 22 年(2010 年)3 月からは、市内農家などと連携し食品リサイクル堆肥で育てた野菜の販売を開始しています。更に、学校が夏休みの期間中、市立小・中学校に設置している大型生ごみ減量化処理機器(乾燥型)を有効利用するため、地域ボランティアの協力のもと、「夏休み生ごみ投入リサイクル事業」を実施しています。生ごみ堆肥化事業は実験事業であることから、今後の方針について検討を進めることが求められます。

表 1-9 夏休み生ごみ投入リサイクル事業の実績

	実施校(校)	参加者延数(人)	投入量(kg)
平成 21 年度	7	2,477	2,685
平成 22 年度	10	3,947	3,948
平成 23 年度	9	2,377	2,672
平成 24 年度	9	2,108	2,928
平成 25 年度	10	2,424	3,624

④ 落ち葉・剪定枝の有効利用の検討

枝木・雑草類・落ち葉の有効利用に向けて、戸別回収(申込制)を実施し、回収したものは民間処理施設においてチップ化され堆肥などとして利用しています。また、回収方法の見直しを行い回収量は増加傾向にあります。

(3) 家庭ごみの排出管理

① ごみ・リサイクルカレンダー、市ホームページなどの情報の充実

広報媒体については、ごみ・リサイクルカレンダー、市報「ごみ減量・リサイクル特集号」(年 4 回)、市ホームページ、分別啓発チラシ、アニメーションDVD、冊子、ポスター、かるた、ティッシュ及び水切り袋などを作成し啓

発活動を展開しています。市民への分かりやすい情報発信に向けて、更なる充実が求められます。

② 地域コミュニティによるごみ分別・適正排出の徹底

一般廃棄物の適正な処理及び減量並びにまちの美化などに向けて、地域においてはごみゼロ化推進員が中心となり、市の施策への協力その他活動を展開しています。市民・事業者・行政の連携した取組が求められます。

(4) 事業所ごみの排出管理

① 事業用指定収集袋での排出の徹底

事業者は、自らの責任でごみを独自に又は他の事業者と共同して適正に処理しなければなりません。ただし、1日平均 10kg 未満又は臨時に 100kg 未満の量を排出する事業所は、事業用指定収集袋により排出することができます。事業系ごみが家庭系ごみに混入することがないように、事業者自らの責任による法令を遵守した適正排出に向けて、適宜、個別指導を行っています。

② 事業者の責任による処理の指導

行政は、事業者が自らの責任でごみを独自に又は他の事業者と共同して適正に処理しなければならないことを周知徹底し、法令を遵守した適正処理に向けて、適宜、個別指導を行っています。

③ 一般廃棄物収集運搬許可業者を通じた指導

一般廃棄物収集運搬許可業者との連携により、搬入している処理場への立会を実施し、事業者から排出されるごみの排出傾向の把握に努めています。ごみの分別状況を把握し、ごみの減量、資源化の推進及び適正な処理に向けて、適宜、個別指導を行っています。

④ 事業用大規模建築物の所有者に対する指導

延べ床面積 1,500 m²以上の事業用大規模建築物の所有者は、分別保管場所の設置や廃棄物の減量及び再利用に関する計画書兼実績報告書の提出などが義務づけられています。事業用大規模建築物に

おける取組状況を把握し、ごみの減量、資源化の推進及び適正な処理に向けて、適宜、立入指導を実施しています。

(5) 粗大ごみなどの修理・再生事業の充実

① 修理・再生品目の拡大

公益社団法人小金井市シルバー人材センターと「リサイクル事業に関する協定」を締結し、リサイクル事業所における活動を支援しています。リサイクル事業所の活動を、市報及び市ホームページなど広報媒体を活用して周知するなどリサイクル事業の充実に取り組んでいます。

② 粗大ごみの受付・収集・処理体制との連携強化

粗大・枝木受付センター及び公益社団法人小金井市シルバー人材センターとの連携を強化し情報共有を図ることで、効率的な受付・収集・処理体制を推進しています。

3 新たな可燃ごみ共同処理体制への移行と適正な埋立処分

(1) 【重点】可燃ごみ中間処理(焼却処理)システムの整備

① 二枚橋焼却場の焼却炉の廃止

本市の可燃ごみを焼却処理していた二枚橋衛生組合の焼却炉は、施設の老朽化に対応するため大規模な改修・補強工事などに取り組み、建替えについても検討してきましたが、これを実現するには至らず、平成19年(2007年)3月に全焼却炉を停止しました。

② 新たな可燃ごみ共同処理体制への移行

新たな地方公共団体との可燃ごみ共同処理体制への移行を目指し、平成16年(2004年)5月に本市から国分寺市に、燃やすごみの共同処理についての協議を申し入れ、平成19年(2007年)6月に市民参加による新焼却施設建設場所選定等市民検討委員会を設置し、諮問後、平成20年(2008年)6月に二枚橋焼却場跡地を新ごみ処理施設の建設場所として答申されました。この答申の実現を目指し鋭意努力をしてきましたが、実現が困難な状況となりました。その後、平成24年(2012年)4月、日野市に、可燃ごみの共同処理を申し入れた結果、同年11月に日野市において、日野市、国分寺市及び本市で可燃ごみを共同処理する旨の内部決定がなされ、平成25年(2013年)3月には、3市で共同

処理を行う旨の覚書を添えて、東京都を通じて環境省に「日野市、国分寺市、小金井市循環型社会形成推進地域計画」を提出しました。その後、3市間で協議を行った結果、新可燃ごみ処理施設の整備によるごみ処理の広域化について基本合意し、「日野市、国分寺市、小金井市新可燃ごみ処理施設の整備及び運営に関する覚書」を平成26年(2014年)1月16日に締結しました。同年2月には新可燃ごみ処理施設建設準備室を日野市クリーンセンター内に設置し、本市からも職員を派遣するとともに、同年4月には3市で構成団体協議会を設置し、一部事務組合の設立や施設の整備などに向けた準備を進めています。

③ 将来の可燃ごみ焼却処理施設の整備

日野市及び国分寺市との3市による可燃ごみの共同処理を推進し、新可燃ごみ処理施設の平成31年(2019年)度中の稼働を目指し、日野市及び国分寺市と協議し、整備事業を進めています。

(2) 【重点】中間処理場の大規模改修

① 中間処理場の大規模改修

平成18年から19年(2006年から2007年)に臭気対策など大規模改修工事を実施しました。また、新たに見学者コース、展示スペースなどを設け、環境教育・環境学習に活用しています。



② 将来の中間処理場の機能のあり方の検討

現在の中間処理場については、平成18年に行われた大規模改修後、おおむね10年間の稼働に耐える施設となっていますが、昭和61年(1986年)の稼働以来、28年が経過しており施設全体の老朽化が進んでいることから、将来の処理機能などのあり方について検討することが求められます。

(3) 安定的な最終処分

① 最終処分量の削減

ごみの減量及び資源化の推進に向けた施策の展開を図ることで、最終処分量となる埋立処分量の削減(※1)及び焼却灰の削減(※2)に取り組んでいます。施設の所在する日の出町住民の負担を軽減するため、更なる最終処分量削減に向けて取り組むことが求められます。

※1 埋立処分量の削減

中間処理場で不燃・粗大ごみを破碎・選別し、資源化処理に努めている。ただし、資源化することができない不燃系ごみの一部は、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合の二ツ塚廃棄物広域処分場(日の出町)において埋立処分されています。

※2 焼却灰の削減

焼却施設で可燃ごみを焼却処理した後に発生する焼却灰は、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合(日の出町)のエコセメント化施設でセメント原料としてリサイクルされており、最終処分場の延命化が図られています。

② 適正処分の推進

ごみ・リサイクルカレンダー、市報「ごみ減量・リサイクル特集号」及び市ホームページなど広報媒体を活用した情報提供並びに市内イベントでの啓発活動などを実施して、分別の徹底などを呼びかけています。

③ 広域的な連携

他自治体と連携を図り、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合が運営する二ツ塚廃棄物広域処分場及びエコセメント化施設にて埋立・エコセメント化事業を推進しています。

4 計画の円滑な推進と情報発信

(1) 廃棄物会計への取組

① 廃棄物会計の改善

平成19年(2007年)度に環境省が示した一般廃棄物会計基準を踏まえ、本市のごみ処理を取り巻く状況など総合的に判断し、廃棄物会計のあり方について検討しています。

② 廃棄物会計の有効活用

毎年度の市報「ごみ減量・リサイクル特集号」及び清掃事業の概要に廃棄物会計を継続して掲載し、市民・事業者への情報提供を行うとともに、ごみの減量及び資源化の推進施策に活用しています。

(2) 計画推進のしくみづくり

① 進捗状況の点検・評価

可燃ごみの安定的な処理体制について方向性が定まっていなかったことを踏まえて、前計画の見直しについて延伸をしてきたことから、中間年度における進捗状況の点検・評価の実施に至りませんでした。しかし、施策をより実効性のある取組にしていくためにも、進捗状況の点検・評価を実施し、社会状況や事業の進捗状況を踏まえた計画の改善を図ることが求められます。

(3) 環境基金の有効活用

① 環境基金の有効活用

環境基金は、平成 17 年(2005 年)度に、ごみ処理施設の整備、施設解体及び新たなごみ減量施策並びに環境保全事業の充実などに必要な資金を積み立てるために設置しています。使用した主な事業としては、平成 19 年(2007 年)度に中間処理場改修工事、平成 20 年(2008 年)度に中間処理場事務所棟等新築工事、平成 22 年(2010 年)度に生ごみ減量化処理機器購入費補助金、平成 24 年(2012 年)、平成 25 年(2013 年)度に旧二枚橋衛生組合施設解体等工事などに活用しています。

(4) 周辺市、国・都との連携等

① 多摩地域の循環型社会づくりに向けた周辺市との連携

循環型社会形成に向けて、周辺市との情報共有などに積極的に取り組み、連携を強化しています。

② 大規模災害時の対応

小金井市地域防災計画に基づき、災害などにより排出される大量のごみを迅速に処理し、被災地の衛生環境の確保に努めることとしています。また、災害発生時における安定した廃棄物処理を確保するため、収

集運搬業者と「災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する協定書」を締結しています。

③ 国・都との連携

廃棄物処理施設の整備や循環型社会形成に向けて、国・都との連携を図っています。

④ 全国に向けた情報発信

ごみの減量及び資源化の推進に向けた取組を、市報「ごみ減量・リサイクル特集号」及び市ホームページなど広報媒体を通じて全国に向けて情報発信しています。

5 可燃ごみの中間処理

(1) 【重点】多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づく可燃ごみの中間処理

① 広域支援による可燃ごみの処理

平成 19 年(2007 年)度より、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づくご支援により、可燃ごみを滞りなく処理することができました。新可燃ごみ処理施設が稼働するまでの間、引き続き、多摩地域の各自治体・一部事務組合に協力をいただき、可燃ごみの処理をお願いしなければなりません。より一層ごみの減量及び資源化の推進に努めながら、支援をいただく各施設の周辺住民及び関係者への理解・協力を得ていきます。

表 1-10 可燃ごみの広域支援先

	支援先
平成 19 年度	武蔵野市、昭島市、日野市、東村山市、国分寺市、柳泉園組合(※)、西多摩衛生組合(※)、小平・村山・大和衛生組合(※)
平成 20 年度	武蔵野市、昭島市、日野市、東村山市、国分寺市、柳泉園組合(※)、西多摩衛生組合(※)、多摩川衛生組合(※)、小平・村山・大和衛生組合(※)
平成 21 年度	八王子市、三鷹市、昭島市、日野市、国分寺市、多摩川衛生組合(※)
平成 22 年度	八王子市、昭島市、日野市、多摩川衛生組合(※)

平成 23 年度	八王子市、三鷹市、昭島市、町田市、日野市、国分寺市、多摩川衛生組合(※)、多摩ニュータウン環境組合(※)
平成 24 年度	三鷹市、昭島市、日野市、多摩川衛生組合(※)
平成 25 年度	昭島市、国分寺市、西多摩衛生組合(※)、多摩川衛生組合(※)
平成 26 年度 (参考)	多摩川衛生組合(※)、国分寺市、昭島市、西多摩衛生組合(※)

○一部事務組合構成市(表中※印)

柳泉園組合：清瀬市、東久留米市、西東京市

西多摩衛生組合：青梅市、福生市、羽村市、瑞穂町

多摩川衛生組合：稲城市、狛江市、府中市、国立市

小平・村山・大和衛生組合：小平市、東大和市、武蔵村山市

多摩ニュータウン環境組合：八王子市、町田市、多摩市

② 新焼却施設の早期建設

日野市及び国分寺市との3市による可燃ごみの共同処理を推進し、新可燃ごみ焼却処理施設の平成31年(2019年)度中の稼働を目指して整備事業を進めています。

③ 全市的なごみ減量努力

市民・事業者・行政の協働による取組の結果、可燃ごみの減量は、着実に進んでいます。しかし、新可燃ごみ処理施設が稼働するまでの間、引き続き、多摩地域の各自治体・一部事務組合に協力をいただき、可燃ごみの処理をお願いしなければなりません。循環型社会の形成に向けた取組を推進するとともに、支援をいただく各施設の周辺住民及び関係者の負担を軽減するため、より一層ごみの減量及び資源化の推進に取り組むことが必要です。

第4節 小金井市の抱える課題

循環型社会の形成に向けて、ごみの減量、資源化の推進及び中間処理などに係る諸課題について、以下のとおり整理しました。

1 発生抑制

(1) 燃やすごみの減量

ごみの減量に向けて、ごみ量の多くを占める燃やすごみの減量を推進することが必要です。

(2) 不燃系ごみの減量

ごみの減量に向けて、近年増加傾向にある不燃系ごみの減量を推進することが必要です。

(3) 広域支援

支援をいただく各施設の周辺住民及び関係者の負担を軽減するため、更なるごみ減量に取り組むことが必要です。

(4) 意識改革

ごみの減量に向けて、ごみや環境への関心が低く行動していない人の意識改革を図り、発生抑制の取組を実践していくことが必要です。

2 リユース施策の周知

リサイクル事業所及びフリーマーケットの活用など、リユースに取り組むための情報提供に努めることが必要です。

3 リサイクルの推進

(1) 分別の徹底

分別区分の分かりやすい情報提供及び市職員による分別指導を行うなど、分別の徹底を推進することが必要です。

(2) 資源化ルートの確保

分別された資源になるものが適正に資源化されるためのルートを構築することが必要です。

(3) 生ごみ堆肥化事業の推進

生ごみ減量化処理機器購入費補助制度をより広く市民に周知し利用を促進するための情報発信の手法を検討することが必要です。また、生ごみ堆肥化事業実験施設のあり方についても検討が必要です。

(4) 枝木・雑草類・落ち葉の資源化

回収方法の見直しや利用方法の研究を進め、資源循環システムを構築することが必要です。

(5) 未活用資源の研究・検討

積極的な情報収集により、資源循環システムの再構築や未活用資源の利用を研究・検討することが必要です。

4 啓発活動の充実

(1) 多様な啓発活動の実施

効果的な啓発活動により、1人でも多くの市民に本市の取組を周知徹底することが必要です。

(2) 環境教育・環境学習の推進

様々な市民の要望に対応できるよう環境教育・環境学習を推進することにより、1人でも多くの市民にごみや環境への関心を促すことが必要です。

5 事業者への働きかけ

(1) 法令の遵守

事業者は自らの責任で法令を遵守した適正な処理を行うことが必要です。

(2) 意識の向上

ごみの減量、適正排出及び適正処理に向けて、従業員の意識向上を図り、事業所一体となって取り組む必要があります。

(3) 事業者の状況に応じた対応

ごみの減量、適正排出及び適正処理に向けて、事業者の状況に応じた働きかけが必要です。

(4) リサイクル推進協力店認定制度の拡大

リサイクル推進協力店数の拡大は、市民だけではなく事業者自身への啓発につながるため、認定要件などについて見直しを図り、事業者と行政が協力して取組を展開する必要があります。

6 地域における取組

(1) 市民・事業者・行政 の連携

ごみゼロ化推進員などと協力し、市民・事業者・行政がそれぞれの役割分担を認識し、情報の共有化を図り、地域における連携体制を強化することが必要です。

(2) 集団回収への参加を促進

地域において、市民が集団回収を利用できる機会を増やすなど、多様な機会の提供が必要です。

7 可燃ごみの共同処理体制に向けた整備

可燃ごみの安定的な処理体制の確立に向けて、日野市及び国分寺との3市共同による可燃ごみの共同処理を推進する必要があります。

8 中間処理場の更新

大規模改修後の老朽化対策のため、施設の更新についての検討を行うことが必要です。

9 最終処分場の延命化

新たな最終処分場の確保が困難であることから、現体制を継続することは不可欠です。最終処分場の延命化に向けて、ごみの減量・資源化の推進を図ることが必要です。

第2章 基本方針

第1節 目指す将来像

生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、良好な環境を次世代に引き継ぐためには、大量生産、大量消費及び大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、限りある資源を大切に使い、循環利用、有効活用に努め、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会を形成することが求められています。

本市では、将来にわたる安定した円滑な廃棄物処理を念頭に、循環型社会の形成に向けて、3R(発生抑制、リユース、リサイクル)(※)を推進する「循環型都市 小金井の形成～ごみゼロタウン小金井を～」を目指します。

目指す将来像

循環型都市 小金井の形成

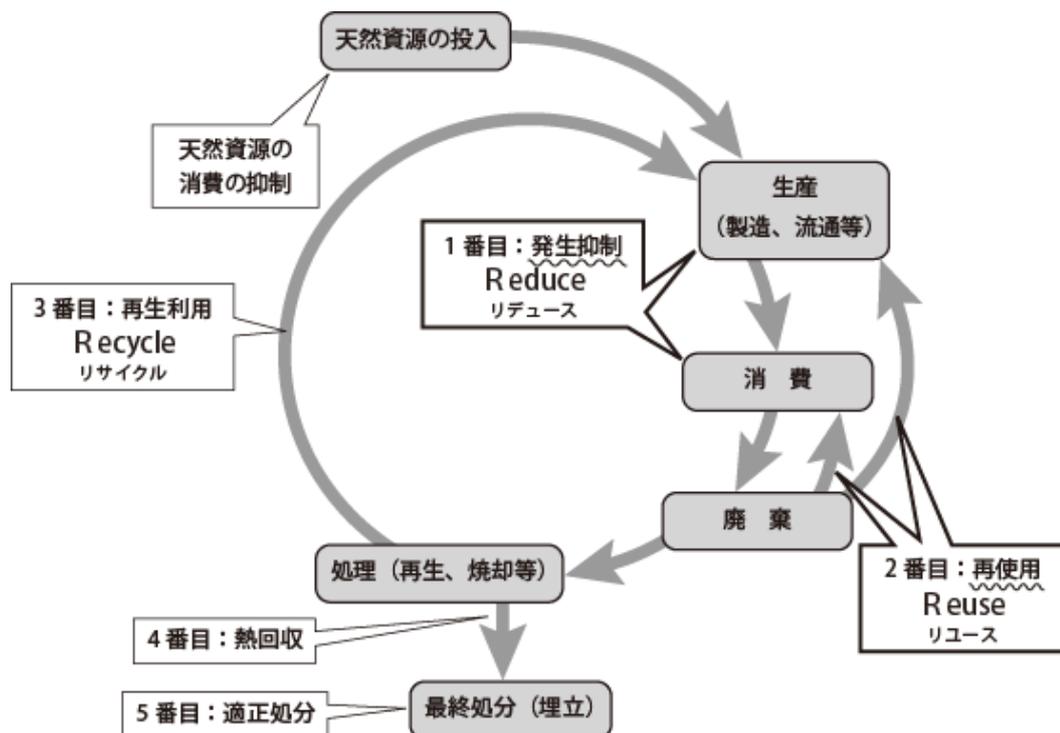
～ごみゼロタウン小金井を～

3Rとは、「リデュース (Reduce) =発生抑制、リユース (Reuse) =再使用、リサイクル (Recycle) =再生利用」という言葉の頭文字の“3つのR”をとって作られた言葉です。本計画においては、3Rを「発生抑制」「リユース」「リサイクル」と表記します。

第2節 基本方針

1 発生抑制を最優先とした3Rの推進

循環型都市小金井の形成に向けては、一人ひとりが自らのライフスタイルを見直し、3Rの取組を実践することが重要です。3Rは順番が大切です。まずは発生抑制、次にリユース、そしてリサイクルに取り組むことが求められます。そこで、本計画では、発生抑制を最優先とした3Rの推進を基本方針とします。



参考：環境省資料

図 2-1 3Rの流れ

2 安心・安全・安定的な適正処理の推進

循環型都市小金井の形成に向けては、収集運搬、中間処理、最終処分の各段階において円滑な廃棄物処理が行われることが重要です。そこで、本計画では、安心・安全・安定的な適正処理の推進を基本方針とします。

第3節 市民・事業者・行政の役割

市民・事業者・行政はそれぞれの役割を認識し行動することが重要です。それぞれが相互に協力・連携することで、その取組は相乗的な効果を得ることができます。

1 市民の役割

市民は、ごみを排出する当事者であるという自覚と責任を持って行動することが求められます。そのためには、発生抑制を最優先とした3Rの推進に取り組むことが重要です。まずは、発生抑制に取り組みます。ごみになるものはもらわない、買わないなど発生抑制につながる取組を実践し、ごみを出さないライフスタイルが日常生活の中に定着していくことが大切です。次に、リユースに取り組みます。使えるものは何度でも使うなどものを大切に取る取組を日頃から実践することが大切です。そして、リサイクルに取り組みます。資源となるものの分別を徹底し、また、町会や自治会などで行っている集団回収など身近で行われている活動に参加することも大切です。

2 事業者の役割

事業者は、自らの責任でごみを適正に処理することが原則であることを踏まえ、自覚と責任を持って行動することが求められます。そのためには、発生抑制を最優先とした3Rの推進に取り組むことが重要です。レジ袋の削減、食品ロスの削減、分別の徹底、環境に優しい製品及びサービスの提供などに取り組むことが大切です。また、法令を遵守して、ごみを独自に又は他の事業者と共同して適正に処理しなければなりません。さらに、自ら生産する製品などは、廃棄物となった後まで一定の責務を負うことが求められます。

3 行政の役割

市内大規模事業所である市の施設において、市職員は、廃棄物を排出する当事者であることを自覚し、自ら率先して発生抑制を最優先とした3Rの推進に取り組みます。市民及び事業者に対しては、発生抑制を最優先とした3Rの推進に向けて本市の取組の周知徹底と施策の推進を図ります。また、収集運搬、中間処理、最終処分各段階における安心・安全・安定的な適正処理を推進します。さらに、災害発生時の対応に向けた体制整備並びに多摩地域

の自治体・一部事務組合及び国・都との連携を強化するなど廃棄物処理を支える体制の確立に取り組むとともに、不法投棄防止体制の確立及び環境負荷低減の促進など生活環境保全のための取組を推進します。市民・事業者・行政それぞれの取組が相乗的な効果を得ることができるようなコーディネートを行っていきます。

第4節 本計画の目標値

1 市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量 (g/人・日)

発生抑制を最優先とした3Rの推進に向けて、市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量を目標値として設定します。

平成36年度までに

基準年度からマイナス10%減量 530g/人・日以下

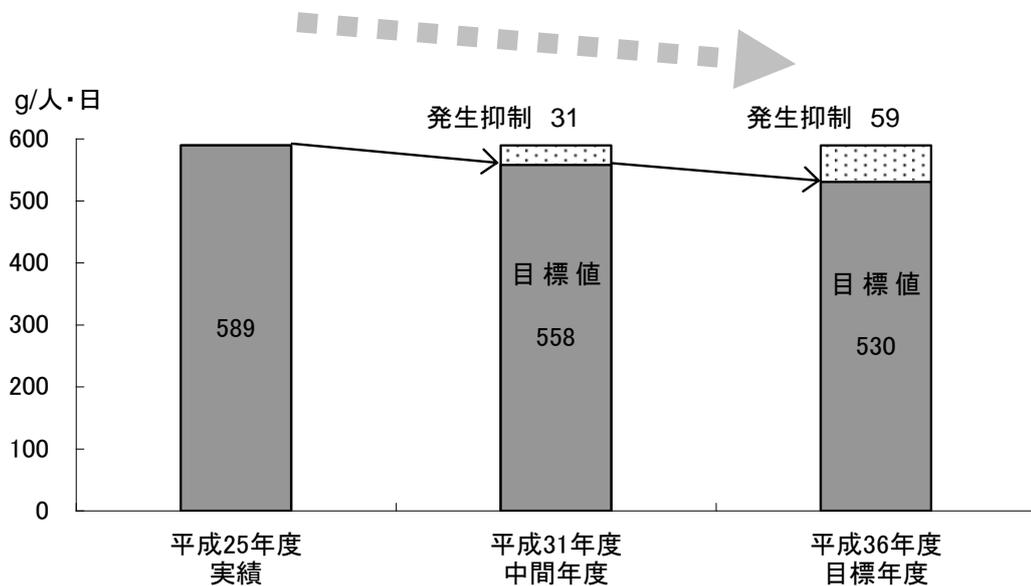


図2-2 削減目標 (1人1日あたりの家庭系ごみ排出量)

2 埋立処分量 (t)

最終処分場の長期安定的な運営に向けて、東京たま広域資源循環組合の定める配分量を目標値として設定します。

平成36年度まで

東京たま広域資源循環組合の定める配分量未満

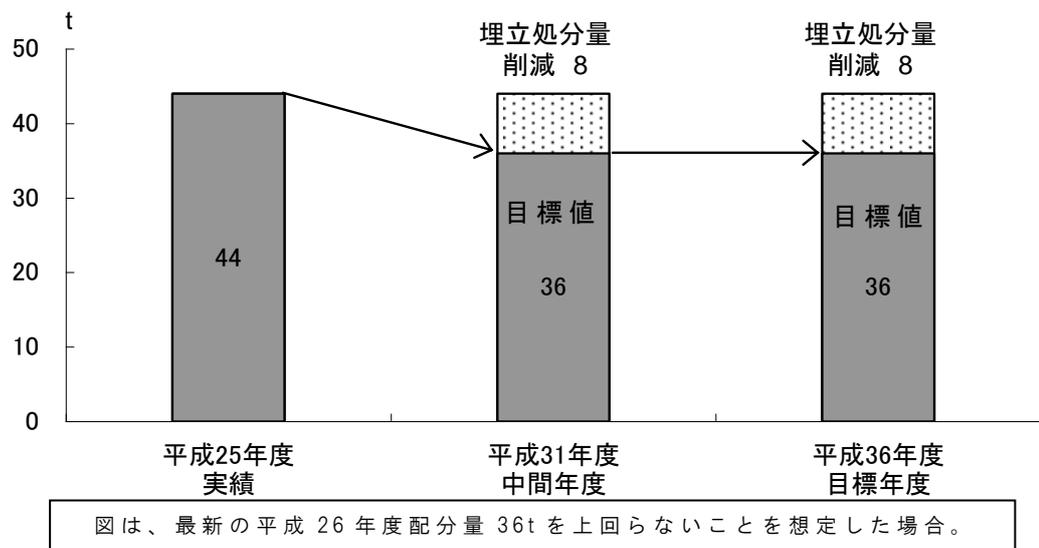


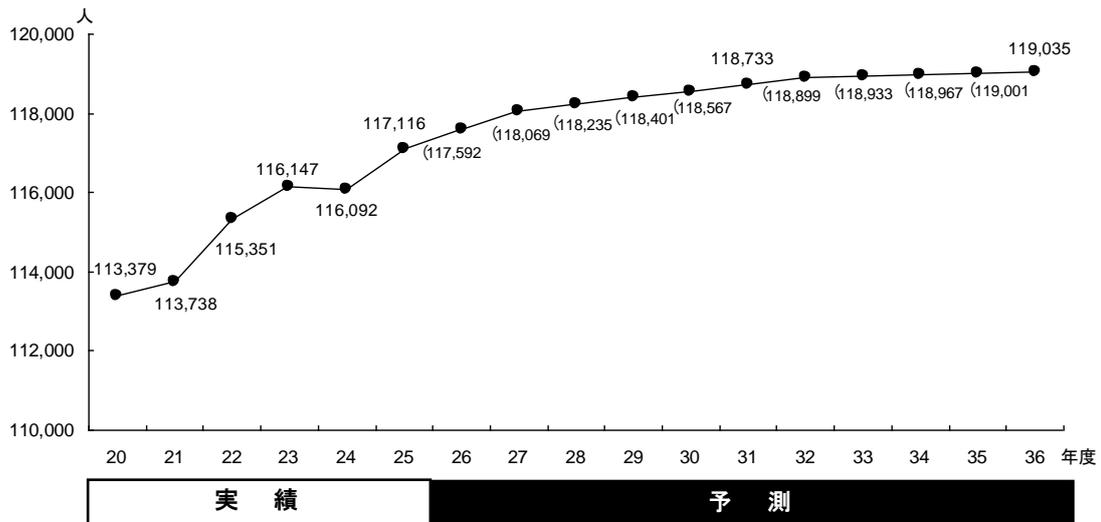
図 2-3 削減目標（埋立処分量）

また、東京たま広域資源循環組合の定める配分量が今後減少となる場合には、更なる埋立処分量の削減を目指していきます。

第5節 将来予測

1 将来人口推計

本市における将来人口については、上位計画である第4次小金井市基本構想・前期基本計画に従います。今後も微増傾向が継続すると考えられ、目標年度である平成36年(2024年)度の人口は119,035人と推定されます。平成25年(2013年)度と比べ、1.6%の増加となる見込みです。



第4次小金井市基本構想・前期基本計画では、コーホート要因法を用いて平成27年(2015年)、平成32年(2020年)、平成37年(2025年)の5年ごとの人口を設定しています。本計画についてもその数値に従い、設定のない各年の人口は、直線式で補完して推計しています。

図2-4 将来人口推計値

2 ごみ量の推計値

将来の人口予測などを加味したごみの推計量は図のようになります。

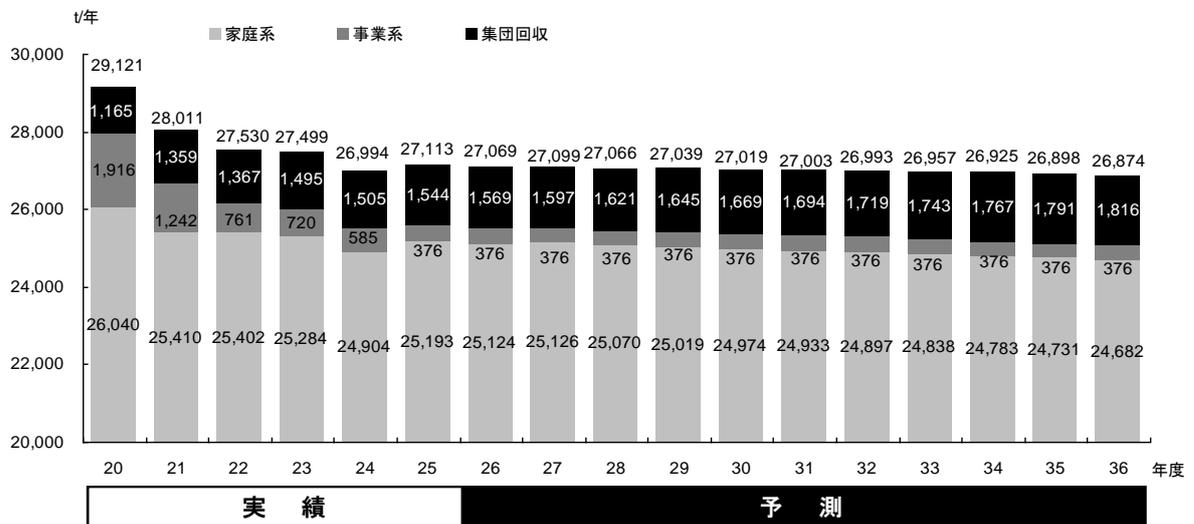


図2-5 排出量の将来予測(現状推移)

ただし、新可燃ごみ処理施設の稼働に伴い、事業系ごみの自家搬入量が変動する場合も考えられます。ごみ処理手数料の見直しが図られるなど今後の状況の変化によっては、約 2,000tの増加も想定されます。

3 市民 1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量の比較

市民 1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量について、現状推移と目標達成時を比較したものを図 2-6 に示します。

現状推移した場合に比べ、平成 31 年(2019 年)度の中間目標年度では約 17g の減量、平成 36 年(2024 年)度の目標年度には約 38g の減量を達成する必要があります。

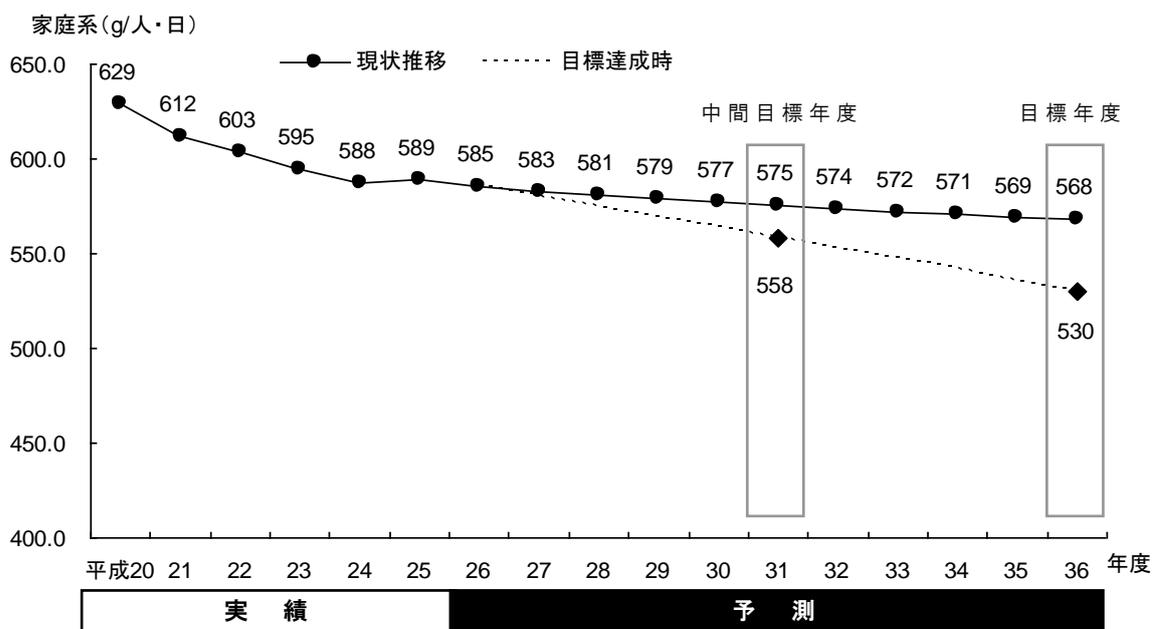


図 2-6 市民 1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量の比較

第3章 一般廃棄物処理基本計画

第1節 計画の体系

本計画の体系を示します。2つの基本方針に基づき、14の項目により構成しています。

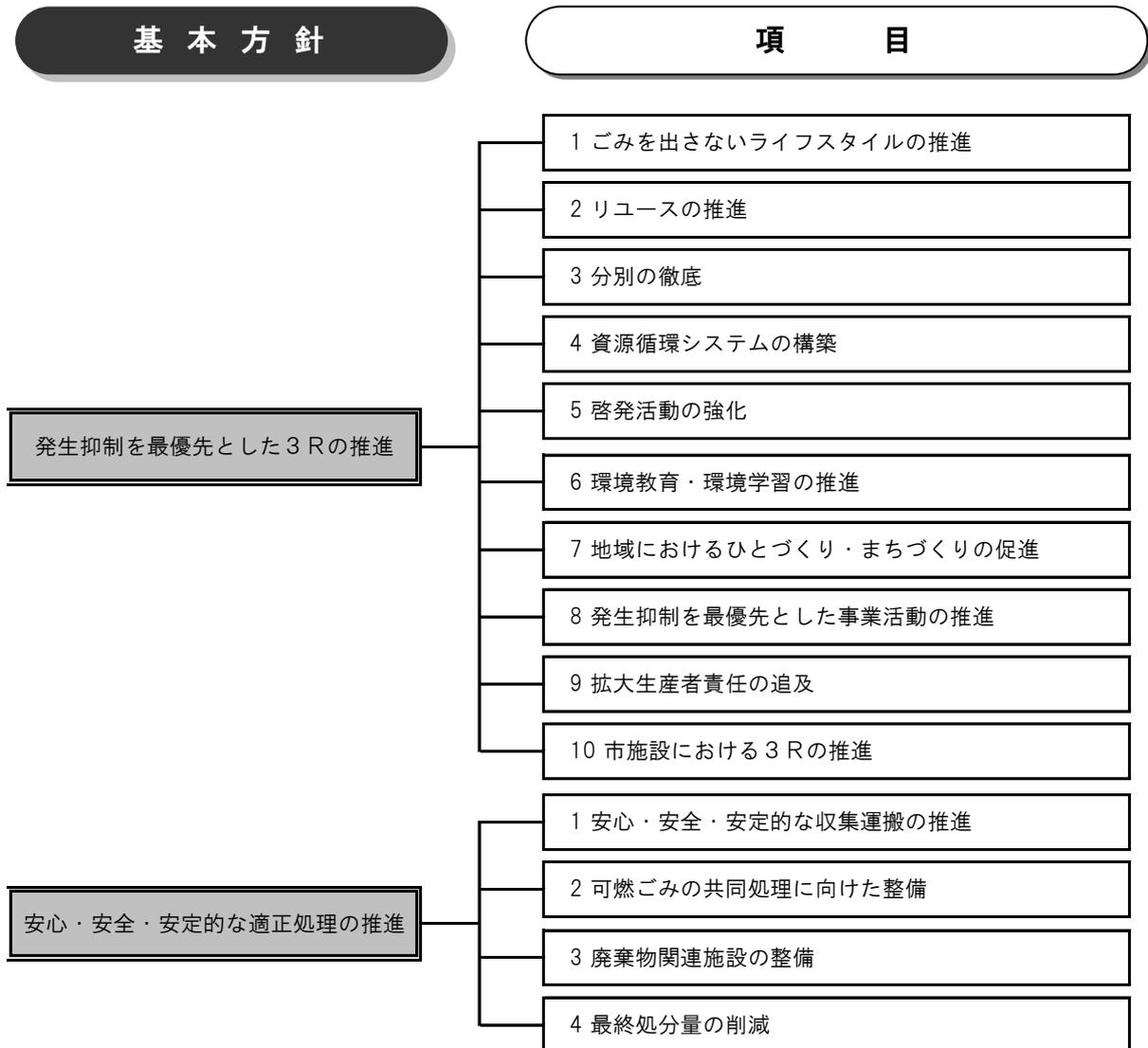
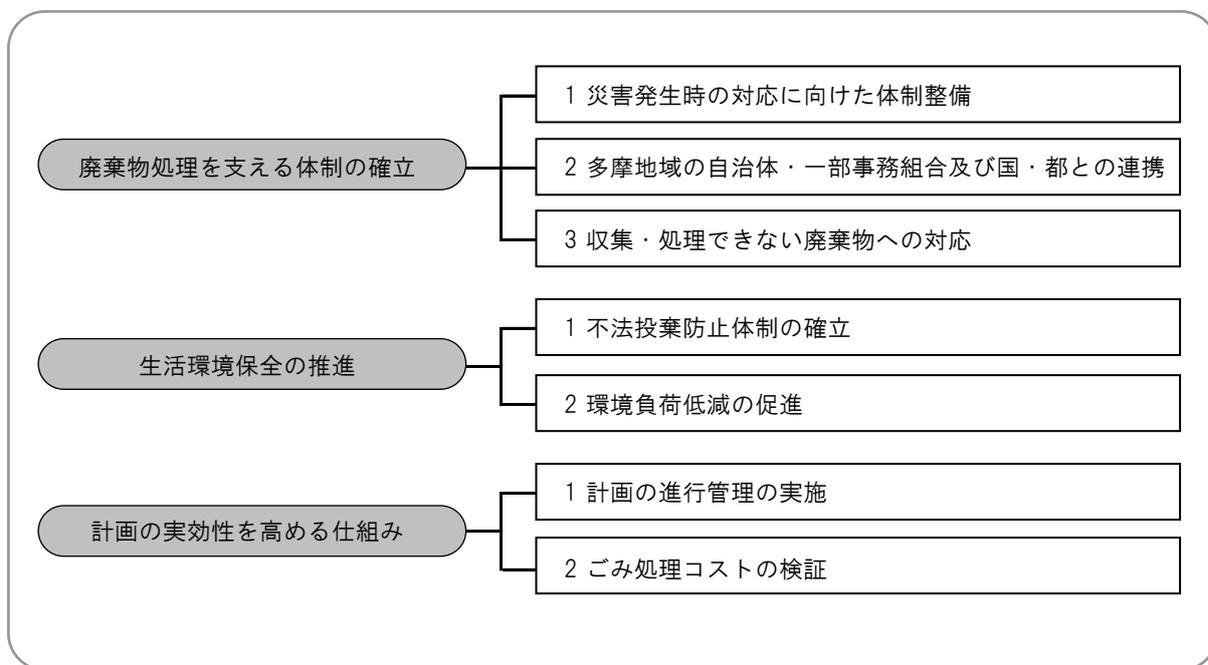


表 3-1 体系図

また、適正処理などの円滑な廃棄物行政を確立し、本計画の遂行を支えるために必要な事項については、以下のとおりとします。



第2節 発生抑制を最優先とした3Rの推進

1 ごみを出さないライフスタイルの推進

ごみの減量に向けて最も大切なことは、ごみになるものを元から減らす発生抑制です。ごみを出さないライフスタイルが日常生活の中に定着するためには、一人ひとりがごみや環境に関心を持ち、日頃から、ごみの発生抑制を意識した行動を実践することが重要です。ごみの発生抑制への気付きやきっかけを作る機会を提供して動機づけを図り、市民一人ひとりのライフスタイル変革への支援を推進します。また、実践につながる仕掛けや仕組みを作り、日常生活の中で無理なく簡単に実践できる取組を推進し、展開します。

取組内容

(1) ライフスタイル変革への支援

地域における市民主催の学習会など市民が集う場に、市の職員を講師として派遣し、ごみ行政への関心を促し、ごみの発生抑制への気付きやきっかけを作るための丁寧な説明を実践します。市民との交流の場を多く提供していくことで、市民一人ひとりのライフスタイルの変革を支援します。

(2) ごみになるものはもらわない・買わない取組の推進

ごみになるものを元から減らすため、ごみになるものはもらわない・買わない取組を推進します。広報媒体、キャンペーン、イベント及び環境教育・環境学習など市民へ情報発信できる機会を活用して周知徹底を図ります。

(3) 生ごみの水切りの推進

生ごみには大量の水分が含まれていることから、水切りを徹底することで燃やすごみの発生抑制につなげます。生ごみの水切りは、家庭で誰もが手軽に実践できる発生抑制方法であるため、広報媒体、キャンペーン、イベント及び環境教育・環境学習など市民へ情報発信できる機会を活用して、その意義及び効果を広く周知します。

(4) マイバッグ・マイボトルの利用促進

不燃系ごみの発生抑制のために、消費者が主体的に選択でき、誰もが簡単に実践できるマイバッグ・マイボトルの利用促進を図ります。マイバッグの持参は、レジ袋の削減につながります。また、水筒やタンブラーなどの繰り返し使えるマイボトルの利用は、ペットボトルなど使い捨て容器の利用の削減につながります。広報媒体、キャンペーン、イベント及び環境教育・環境学習など市民へ情報発信できる機会を活用して、その意義及び効果を広く周知します。

取組内容	前期	後期
(1) ライフスタイル変革への支援	推進	推進
(2) ごみになるものはもらわない・買わない取組の推進	推進	推進
(3) 生ごみの水切りの推進	推進	推進
(4) マイバッグ・マイボトルの利用促進	推進	推進

2 リユースの推進

発生抑制の次に取り組むべきことは、使えるものは何度でも使うリユースです。不用になったものは必要としている人に譲る、壊れたものは修理して使用するなど、ものを大切に作る取組を日頃から実践することが重要です。リユースルートの構築と円滑な運用を推進するとともに、リユース施策及びリユース活動を広く市民に周知することで、市民一人ひとりの意識の向上を図ります。更に、新たなリユース施策についても調査・研究していきます。

取組内容

(1) リユースルートの構築と円滑な運用を推進

再使用可能なものについて、効率的なリユースルートを構築し円滑な運用を推進します。また、社会状況の変化など状況に応じてその有用性の見直しも検討していきます。

(2) リユース食器の有効活用

広報媒体、イベント及び環境教育・環境学習など市民へ情報発信できる機会を活用して、リユース食器の意義及び効果を広く周知します。

(3) リユース活動の支援と周知

現在締結している公益社団法人小金井市シルバー人材センターとのリサイクル事業に関する協定を継続し、リサイクル事業所におけるリユース活動の充実に向けた事業の支援を行います。また、リサイクル事業所の活動及び民間団体が行うフリーマーケットなどの取組について、広報媒体を活用して広く周知し、リユース活動の充実を図ります。

(4) リユース施策の調査・研究

リユースの取組をより一層推進していくために、他自治体・民間団体などの取組事例を調査・研究していきます。

取組内容	前期	後期
(1) リユースルートの構築と円滑な運用を推進	推進	推進
(2) リユース食器の有効活用	充実	充実
(3) リユース活動の支援と周知	充実	充実
(4) リユース施策の調査・研究	検討	開始

3 分別の徹底

発生抑制、リユースの次に取り組むべきことは、資源になるものを捨てずに再生して利用するリサイクルです。資源になるものを効率的・効果的にリサイクルするためには、資源としての品質を確保することが重要です。組成分析の実施、正しい分別方法の周知及び清掃指導員による分別指導により、分別ルールの徹底を図ります。

取組内容

(1) 組成分析の実施

ごみの性状を把握するため、組成分析を実施し、ごみ分別ルールの浸透度の確認及び分別の徹底に向けた有効な施策を検討します。

(2) 正しい分別方法の周知

広報媒体、キャンペーン、イベント及び環境教育・環境学習など市民へ情報発信できる機会を活用して、正しい分別方法について周知を行います。特に、燃やすごみ及び燃やさないごみに混入している割合の高い資源になる古紙類及びプラスチック類の分別を重点的に促進します。更に、プラスチック類、ペットボトル、空き缶及びびんなどは、汚れを落としてから排出することの大切さを周知徹底します。また、今後のごみ処理を取り巻く状況の変化に対応する必要がある場合には、状況に応じた対応を検討していきます。

(3) 清掃指導員による分別指導の徹底

分別ルールの浸透に向けて、必要に応じて清掃指導員が戸別訪問し、分別指導を徹底します。

取組内容	前期	後期
(1) 組成分析の実施	充実	充実
(2) 正しい分別方法の周知	推進	推進
(3) 清掃指導員による分別指導の徹底	推進	推進

4 資源循環システムの構築

循環型社会を形成するためには、限りある資源を大切に使い、持続可能な資源循環システムを構築することが重要です。分別された資源になるものを効率的・効果的にリサイクルするため、資源物の戸別・拠点回収を充実するとともに、資源化ルートを構築し円滑な運用を推進します。更に、有機性資源（生ごみ、枝木・雑草類・落ち葉）の有効利用を図るとともに、未活用資源の有効利用方策も調査・研究していきます。

取組内容

(1) 資源物戸別・拠点回収の充実

品目ごとに分別された資源物は、市が責任を持って戸別・拠点回収を実施します。また、市民の排出のしやすさ、回収の効率などの観点から、よりよい回収方法について検討していきます。

(2) 資源化ルートの構築と円滑な運用を推進

分別された資源になるものについて、効率的な資源化ルートを構築し円滑な運用を推進します。また、社会状況の変化などに応じて、その有用性を見直しも検討していきます。

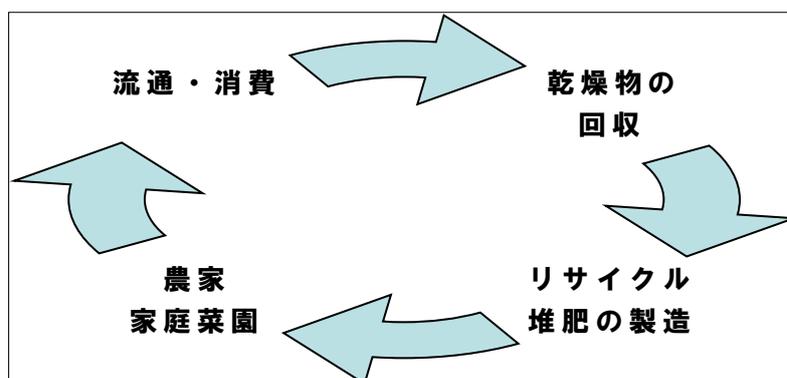
(3) 生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の推進

生ごみ減量化処理機器購入費補助制度について、広報媒体、イベント及び環境教育・環境学習など市民へ情報発信できる機会を活用して広く周知し、制度の推進を図ります。併せて、生ごみ堆肥化容器の配布制度の充実を図ります。更に、今後の取組状況なども踏まえ、状況に応じた対応を検討していきます。

(4) 生ごみ堆肥化事業の推進

生ごみの有効利用を図るため、生ごみ堆肥化事業を推進します。【家庭で使用している生ごみ減量化処理機器(乾燥型)及び市立小・中学校などに設置している大型生ごみ減量化処理機器(乾燥型)にて生成された生ごみ乾燥物の回収 → 食品リサイクル堆肥の製造 → 市内農家及び家庭菜園での野菜・果実の栽培 → 市場への流通・消費】という資源循環システムの構築を図ります。併せて、夏休み生ごみ投入リサイクル事業など市民の積極的な取組を支援し、実施情報及び事業の成果を周知します。また、各家庭における生ごみの有効な利用方法など、広報媒体を活用して紹介していきます。更に、今後の取組状況なども踏まえ、状況に応じた対応を検討していきます。

資源循環システムのイメージ



(5) 枝木・雑草類・落ち葉の有効利用

枝木・雑草類・落ち葉の更なる有効利用を図るとともに、効率的な回収方法などについて検討し、必要に応じて見直しを行っていきます。

(6) 未活用資源の有効利用方策の調査・研究

循環型社会形成に向けた取組を推進するため、資源として活用されていなかったものや活用できなかったものについて資源化や有効利用の可能性を調査・研究していきます。

取組内容	前期	後期
(1) 資源物戸別・拠点回収の充実	充実	充実
(2) 資源化ルート of 構築と円滑な運用を推進	推進	推進
(3) 生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の推進	推進	推進
(4) 生ごみ堆肥化事業の推進	推進	推進
(5) 枝木・雑草類・落ち葉の有効利用	充実	充実
(6) 未活用資源の有効利用方策の調査・研究	検討	開始

5 啓発活動の強化

発生抑制を最優先とした3Rを推進するためには、全ての市民に、本市の取組を理解・協力していただくことが重要です。転出入が多いという本市の特性も踏まえ、一人でも多くの市民へ周知徹底を図るため、広報媒体を活用した情報発信、分かりやすい広報媒体の作成、キャンペーンの実施、イベントへの出展及び転入者への周知などの啓発活動を強化していきます。更に、効果的な啓発活動について調査・検討を行っていきます。

取組内容

(1) 広報媒体を活用した啓発活動の強化

ごみ・リサイクルカレンダー、市報、市ホームページ及び分別啓発チラシによる情報発信並びにアニメーションDVD及び冊子などを活用した出張講座の実施など啓発活動を強化します。一人でも多くの市民に本市の取組を理解・協力していただくため、発生抑制を最優先とした3Rの推進を呼びかけます。

(2) 分かりやすい広報媒体の作成

ごみ・リサイクルカレンダー、市報、市ホームページ、分別啓発チラシ、アニメーションDVD及び冊子など広報媒体の内容・表現及び発信方法に工夫を凝らし、誰もが理解できる分かりやすい広報媒体を作成します。

(3) キャンペーンの実施

市内の駅頭、イベント及び店頭など市民が集う場において、キャンペーン（ごみ減量啓発、喫煙マナーアップ、マイバッグ持参）を実施します。市民・事業者・行政が一体となって、発生抑制を最優先とした3Rの推進を呼びかけます。

(4) イベントへの出展

市内イベントなど市民が集う場において、ごみ分別クイズの実施、アニメーションDVDの上映及びパネル展示など出展をすることで、発生抑制を最優先とした3Rの推進を呼びかけます。

(5) 転入者への啓発強化

転入窓口となる担当部署との連携により、本市での生活を始めるタイミングでの啓発を強化します。

(6) 効果的な啓発活動の調査・検討

一人でも多くの市民に本市の取組の周知徹底を図るため、状況に対応した効果的な啓発方法について、他自治体・民間団体の取組事例などを調査・検討していきます。

取組内容	前期	後期
(1) 広報媒体を活用した啓発活動の強化	推進	推進
(2) 分かりやすい広報媒体の作成	推進	推進
(3) キャンペーンの実施	推進	推進
(4) イベントへの出展	推進	推進
(5) 転入者への啓発強化	推進	推進
(6) 効果的な啓発活動の調査・検討	検討	開始

6 環境教育・環境学習の推進

市民一人ひとりがごみや環境に関心を持ち、その輪が広がることにより、具体的行動を取ることのできる人材が育っていくことは重要です。小・中学校、町会、自治会、子供会及びその他団体などにて各世代に応じた効果的な環境教育・環境学習を推進します。

取組内容

(1) 小・中学校における環境教育の推進

小・中学校への出張講座や中間処理場の見学会などに市の職員を講師として派遣し、ごみに関する環境教育を推進します。ごみ減量オリジナルキャラクターを使用したアニメーションDVD及び冊子などの活用による子どもへの教育を通じて、子育て世代が子どもと一緒にごみについて考えることができる機会を提供します。

(2) 町会、自治会、子供会及びその他団体などへの学習の場の提供

町会、自治会、子供会及びその他団体などが主催する学習会に市の職員を講師として派遣し、ごみに関する環境学習を推進します。

(3) 情報の提供

環境教育・環境学習の推進に向けた出張講座を、年間を通じて随時開催します。世代など問わず誰もが参加しやすい講座となるように、広報媒体を活用して、市民・事業者への情報提供に努めます。また、講座や学習会に参加できない市民のために、発生抑制を最優先とした3Rの推進に向けた本市の取組やごみに関する最新の情報などについても、随時情報を提供します。

取組内容	前期	後期
(1) 小・中学校における環境教育の推進	推進	推進
(2) 町会、自治会、子供会及びその他団体などへの学習の場の提供	推進	推進
(3) 情報の提供	充実	充実

7 地域におけるひとづくり・まちづくりの促進

発生抑制を最優先にした3Rの推進に向けては、地域において市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し行動することが重要です。町会・自治会などからの推薦や公募市民で構成されるごみゼロ化推進会議の活動を支援し、ごみ相談員制度の認知度の向上を図るとともに、集団回収事業を支援することで、地域におけるひとづくり・まちづくりを促進します。更に、市民・事業者・行政の連携体制の強化を図っていきます。

取組内容

(1) ごみゼロ化推進員による活動の支援

一般廃棄物の適正な処理及び減量並びにまちの美化のため、ごみゼロ化推進員によるキャンペーン活動(ごみ減量啓発、喫煙マナーアップ、マイバッグ持参)、講演会などの企画、事業者へのごみ減量の呼びかけ、ごみの分別指導及び清掃活動などを支援します。

(2) ごみ相談員制度の認知度向上

地域におけるごみ分別ルールの浸透を図るため、ごみ相談員制度の認知度の向上を図ります。

(3) 集団回収事業の支援

集団回収事業実施団体への奨励金の交付など集団回収事業を支援します。更に、広報媒体及び環境教育・環境学習など市民へ情報発信できる機会を活用して、集団回収を利用していない市民に対する情報の提供に努め、より多くの参加を促進します。

(4) 市民・事業者・行政の連携体制の強化

地域における課題解決に向けて、市民・事業者・行政の連携体制の強化を図っていきます。それぞれが相互に協力・連携することで、その取組が相乗的な効果を得ることができるよう地域ネットワークの構築に向けて取り組んでいきます。

取組内容	前期	後期
(1) ごみゼロ化推進員による活動の支援	推進	推進
(2) ごみ相談員制度の認知度向上	推進	推進
(3) 集団回収事業の支援	充実	充実
(4) 市民・事業者・行政の連携体制の強化	推進	推進

8 発生抑制を最優先とした事業活動の推進

事業者は、自らの責任でごみを適正に処理することが原則であることを踏まえ、発生抑制を最優先とした3Rの推進に取り組むことが重要です。事業者に対して、ごみの発生抑制、リユース、リサイクルの推進を働きかけるとともに、法令を遵守した適正処理の推進に向けて、適宜、指導を実施します。また、リサイクル推進協力店認定事業所の拡大に取り組みます。

取組内容

(1) 事業系ごみの発生抑制の推進

事業者が最優先に取り組むべきことは発生抑制です。一般廃棄物収集運搬業許可業者などとの連携により排出状況を把握し、生ごみを排出する事業者に対しては食品ロスの削減や水切りの徹底を指導するなど、事業者の状況に応じた発生抑制の推進及び従業員の意識向上に向けた取組を推進します。

(2) 事業系ごみのリユース、リサイクルの推進

発生抑制に取り組んだ事業者が次に取り組むべきことは、リユース、リサイクルです。一般廃棄物収集運搬業許可業者などとの連携により排出状況を把握し、適正な分別に向けた指導を徹底するなど、事業者の状況に応じたリユース、リサイクルの推進及び従業員の意識向上に向けた取組を推進します。

(3) 事業者自らの責任による法令を遵守した適正処理の推進

事業者は、自らの責任でごみを独自に又は他の事業者と共同して適正に処理しなければなりません。ただし、1日平均10kg未満又は臨時に100kg未満の量を排出する事業者は、事業用指定収集袋により排出する

ことができます。事業者自らの責任による法令を遵守した適正処理の推進に向けて、適宜、個別指導を実施します。

(4) 事業用大規模建築物の所有者に対する立入指導の実施

延べ床面積 1,500 m²以上の事業用大規模建築物の所有者は、分別保管場所の設置並びに廃棄物の減量及び再利用に関する計画書兼実績報告書の提出などが義務づけられています。発生抑制を最優先とした3Rの推進及び適正な処理に向けて、適宜立入指導を実施します。

(5) リサイクル推進協力店の拡大

レジ袋の削減、簡易包装の推進、ばら売り・量り売りの推進、ペットボトル・紙パックなどの自主回収及びエコマーク商品などの販売促進などに取り組んでいる市内の店舗をリサイクル推進協力店として認定しています。広報媒体を活用したリサイクル推進協力店の募集を強化し、認定事業所の拡大に取り組めます。更に、市民に対しては、リサイクル推進協力店の周知・紹介を行うことで、環境にやさしい協力店を積極的に応援します。また、社会状況に応じて認定要件の見直しに着手していきます。

取組内容	前期	後期
(1) 事業系ごみの発生抑制の推進	推進	推進
(2) 事業系ごみのリユース、リサイクルの推進	推進	推進
(3) 事業者自らの責任による法令を遵守した適正処理の推進	推進	推進
(4) 事業用大規模建築物の所有者に対する立入指導の実施	推進	推進
(5) リサイクル推進協力店の拡大	推進	推進

9 拡大生産者責任の追及

循環型社会を形成するためには、生産者が、自ら生産する製品などについて、資源の投入、製品の生産・使用の段階だけでなく、廃棄物となった後まで一定の責務を負う拡大生産者責任が求められます。拡大生産者責任の追及及び事業者と行政の役割分担の見直しについて、国・都に働きかけていきます。

取組内容

(1) 拡大生産者責任の追及

拡大生産者責任の原則に基づき、生産者が、環境負荷の低い製品開発を行い、また、適正処理の困難な廃棄物などについて自ら適切な回収・リサイクルを行うシステムを構築することについて、他自治体と連携を図り、国・都に働きかけを行っていきます。

(2) 事業者と行政の役割分担の見直し

プラスチックごみとペットボトルは、容器包装リサイクル法に基づき、公益財団法人容器包装リサイクル協会へ引渡しリサイクルされています。拡大生産者責任の原則に基づき、容器包装リサイクル法の改正を含め事業者と行政の役割分担の見直しについて、他自治体と連携を図り、国・都に働きかけを行っていきます。

取組内容	前期	後期
(1) 拡大生産者責任の追及	推進	推進
(2) 事業者と行政の役割分担の見直し	推進	推進

10 市施設における3Rの推進

市内大規模事業所である市の施設において、市職員は、廃棄物を排出する当事者であることを自覚し、発生抑制を最優先とした3Rの推進に向けて率先して取り組まなければなりません。小金井市施設ごみゼロ化行動実施計画を作成し、更に、その進捗状況や市施設ごとの実績報告を公表することで、市職員の意識の向上を図り、3Rの推進に取り組みます。

取組内容

(1) 小金井市施設ごみゼロ化行動実施計画の推進

小金井市施設ごみゼロ化行動基本計画に基づき、6つのごみゼロ化推進部会が設置されています。各部会において、減量目標、目標を達成するための具体的な取組内容などを定めた小金井市施設ごみゼロ化行動実施

計画を毎年度作成します。その計画に従って、職員は日頃から積極的に取組を実践し、3Rの推進に努めます。

(2) 進捗状況・実績報告の公表

各部会の小金井市施設ごみゼロ化行動実施計画の進捗状況及び市施設ごとのごみ・資源物の排出量・処理量の実績報告について、広報媒体を活用して公表します。

取組内容	前期	後期
(1) 小金井市施設ごみゼロ化行動実施計画の推進	推進	推進
(2) 進捗状況・実績報告の公表	充実	充実

第3節 安心・安全・安定的な適正処理の推進

1 安心・安全・安定的な収集運搬の推進

ごみ・リサイクルカレンダーに基づき、指定の排出方法、分別区分、排出場所に排出されたごみ・資源物は、市が責任を持って収集運搬することが義務付けられています。毎日排出されるごみ・資源物の安心・安全・安定的な収集運搬体制の確保に努めます。また、高齢の方や障害のある方への日常生活の負担を軽減し、在宅生活を支援するために実施しているふれあい収集を推進します。

取組内容

(1) 安心・安全・安定的な収集運搬体制の確保

指定の排出方法、分別区分、排出場所に排出されたごみ・資源物は、市が責任を持って安心・安全・安定的な収集運搬体制を確保します。ただし、新可燃ごみ処理施設の稼働などに伴い、状況の変化に対応する必要が生じた場合には、状況に応じた対応を検討していきます。

(2) ふれあい収集の推進

高齢の方や障害のある方でごみ出しが困難な世帯を戸別訪問し、ごみ・資源物の収集を行っているふれあい収集を推進するとともに、利用者の声を取り入れながら、質の高いサービスの提供に努めます。

取組内容	前期	後期
(1) 安心・安全・安定的な収集運搬体制の確保	推進	推進
(2) ふれあい収集の推進	推進	推進

2 可燃ごみの共同処理に向けた整備

日野市及び国分寺市との3市共同による、可燃ごみの共同処理を推進します。また、新可燃ごみ処理施設が稼働するまでの間、広域支援による可燃ごみの処理を依頼することとします。

取組内容

(1) 新可燃ごみ処理施設の整備

日野市及び国分寺市との3市共同による新可燃ごみ処理施設の平成31年度中の稼働を目指し整備事業を実施します。新可燃ごみ処理施設は、環境に十分配慮した最新鋭の施設を設置し、周辺住民にとって、安全で安心な環境を確保していきます。

(2) 広域支援による可燃ごみの処理

新可燃ごみ処理施設が稼働するまでの間、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱に基づき、多摩地域の各自治体・一部事務組合に可燃ごみの処理を依頼することとします。循環型社会の形成及び各施設の周辺住民及び関係者の負担を軽減するため、市民・事業者・行政が一体となつて、更なるごみの減量に向けて取り組んでいきます。

取組内容	前期	後期
(1) 新可燃ごみ処理施設の整備	推進	実施
(2) 広域支援による可燃ごみの処理	推進	終了

3 廃棄物関連施設の整備

将来にわたり安心・安全・安定的な適正処理を推進するため、廃棄物関連施設の整備を進めていきます。

取組内容

(1) 不燃・粗大ごみ中間処理場の更新

不燃・粗大ごみ中間処理場は、昭和61年(1986年)の稼働から28年が経過しており、施設全体の老朽化が進んでいます。施設の更新に向けた計画を策定していきます。

(2) 廃棄物関連施設のあり方の検討

廃棄物関連施設について、将来の処理機能及び再配置のあり方などについて検討を進めていきます。

取組内容	前期	後期
(1) 不燃・粗大ごみ中間処理場の更新	実施	推進
(2) 廃棄物関連施設のあり方の検討	検討	実施

4 最終処分量の削減

最終処分場の長期安定的な運営及び施設の所在する日の出町住民の負担を軽減するため、最終処分量となる埋立処分量の削減(※1)及び焼却灰の削減(※2)に向けた取組が必要です。最終処分場の取組を周知するとともに、最終処分量の最少化、適正な分別排出及び広域的な連携に取り組めます。

※1 埋立処分量の削減

中間処理場で不燃・粗大ごみを破碎・選別し、資源化处理に努めている。ただし、資源化することができない不燃系ごみの一部は、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合の二ツ塚廃棄物広域処分場(日の出町)において埋立処分をすることとします。

※2 焼却灰の削減

焼却施設で可燃ごみを焼却処理した後に発生する焼却灰は、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合(日の出町)のエコセメン

取組内容

(1) 最終処分量の最少化

発生抑制を最優先とした3Rの推進に向けた施策の展開を図ることで、最終処分量となる埋立処分量及び焼却灰の最少化に取り組めます。

(2) 適正な分別排出

広報媒体、キャンペーン、イベント及び環境教育・環境学習など市民へ情報発信できる機会を活用して、適正な分別排出について周知を行います。

(3) 広域的な連携

他自治体と連携を図り、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合が運営する二ツ塚廃棄物広域処分場及びエコセメント化施設における埋立・エコセメント化事業を推進します。

取組内容	前期	後期
(1) 最終処分量の最少化	推進	推進
(2) 適正な分別排出	推進	推進
(3) 広域的な連携	推進	推進

第4節 廃棄物処理を支える体制の確立

1 災害発生時の対応に向けた体制整備

災害発生時には、小金井市地域防災計画に基づき、災害などによって排出される大量のごみを迅速に処理し、被災地の衛生環境の確保を図るための体制を整備していきます。

取組内容

(1) 小金井市地域防災計画に基づく災害時体制の整備

災害発生時には、小金井市地域防災計画に基づき、排出される大量のごみを迅速に処理するため、被害状況などを把握し、臨時集積所の設置、収集運搬体制の確保、臨時収集運搬ルートの確立、状況に応じた排出場所及び排出日時の変更など、迅速にごみ処理計画を策定し、災害時の体制を整備していきます。なお、災害発生時において迅速に対応できるごみ処理体制の確保に努めるため、現在、収集運搬業者と締結している「災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する協定書」を継続していきます。

(2) 小金井市地域防災計画に基づく処理応援の要請

災害発生時には、小金井市地域防災計画に基づき、本市単独での対応では排出されたごみ処理が不可能な場合、他の自治体・一部事務組合及び民間施設に対して支援を要請していきます。また、都に対しても広域的な調整・応援要請を行っていきます。

取組内容	前期	後期
(1) 小金井市地域防災計画に基づく災害時体制の整備	充実	充実
(2) 小金井市地域防災計画に基づく処理応援の要請	充実	充実

2 多摩地域の自治体・一部事務組合及び国・都との連携

発生抑制を最優先とした3Rの推進及び安心・安全・安定的な適正処理の推進に向けて、多摩地域の自治体・一部事務組合及び国・都との連携強化を図っていきます。

取組内容

(1) 多摩地域の自治体・一部事務組合との連携

発生抑制を最優先とした3Rの推進に向けて、多摩地域の自治体・一部事務組合との連携を強化して情報の共有化を図り、地域性を踏まえた効率的な資源循環システムの構築に向けた調査・研究を行っていきます。また、安心・安全・安定的な適正処理の推進に向けた連携を強化していきます。

(2) 国・都との連携

発生抑制を最優先とした3Rの推進及び安心・安全・安定的な適正処理の推進に向けて、国・都との連携を強化して情報の共有化を図り、全国の自治体で行われている取組事例や広域的な取組について調査・研究を行っていきます。

取組内容	前期	後期
(1) 多摩地域の自治体・一部事務組合との連携	推進	推進
(2) 国・都との連携	推進	推進

3 収集・処理できない廃棄物への対応

特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)に基づく家電製品、資源有効利用促進法に基づくパソコン、オートバイ、建築廃材及び感染性廃棄物など、市が収集・処理できない廃棄物などの情報を広く周知することにより、適正処理を推進していきます。

取組内容

(1) 情報の提供

広報媒体を活用して、市で収集・処理できない廃棄物の情報を提供します。

(2) 関係機関・処理業者との情報交換

市で収集・処理できない廃棄物については、専門に扱う業者と情報交換を行い、適正処理を推進します。

取組内容	前期	後期
(1) 情報の提供	充実	充実
(2) 関係機関・処理業者との情報交換	充実	充実

第5節 生活環境保全の推進

1 不法投棄防止体制の確立

清潔で美しいまちづくりを推進するために、空き缶及び吸い殻などのポイ捨て並びに使用済み家電製品などの不法投棄を防止することは重要です。パトロールの強化、啓発及び市民・事業者・その他関係機関との連携を強化することで、適正な処理を促し、不法投棄防止体制を確立します。

取組内容

(1) パトロールの強化

不法投棄多発地帯などを中心に、市職員が定期的にパトロールすることにより不法投棄の防止に努めます。併せて、古紙の抜き取りなど不法行為についても注意喚起を行います。

(2) 不法投棄防止対策の推進

啓発看板(不法投棄厳禁・犬のフン禁止)の配布・設置及び広報媒体を活用した啓発活動を充実させ、不法投棄の防止を図ります。

(3) 市民・事業者・その他関係機関との連携強化

市民・事業者と連携し、不法投棄防止に向けた監視・通報体制を強化します。また、警察や関係他部局との綿密な連携を図り、不法投棄防止に向けた体制を確立します。

取組内容	前期	後期
(1) パトロールの強化	充実	充実
(2) 不法投棄防止対策の推進	充実	充実
(3) 市民・事業者・その他関係機関との連携強化	充実	充実

2 環境負荷低減の推進

生活環境の保全に努めるため、収集車両への低公害車の導入を進めます。また、必要な製品やサービスを購入する時に環境負荷ができるだけ少ないエコ

マーク商品などを優先的に選ぶグリーン購入を推進し、環境負荷低減に努めます。

取組内容

(1) 収集車両への低公害車の導入

収集車両に低公害車の導入を進めます。また、収集運搬業者に対しても積極的な導入を協力要請します。

(2) グリーン購入の推進

環境負荷の低減を継続的に進めるために、市自らクリーン購入を推進していきます。また、販売店には供給面で、市民に対しては消費面でグリーン購入推進への協力を求めていき、資源循環の輪の形成に努めます。

取組内容	前期	後期
(1) 収集車両への低公害車の導入	充実	充実
(2) グリーン購入の推進	推進	推進

第6節 計画の実効性を高める仕組み

1 計画の進行管理の実施

環境マネジメントシステムの考え方であるPDCAサイクルを導入し、計画の進行管理を実施していきます。計画の実効性を高めるため、継続的に改善を行うことにより、目標の達成を目指していきます。

取組内容

(1) 進捗状況の点検・評価

PDCAサイクルに基づき、【計画に沿った施策を実行 → 市民・事業者・行政のそれぞれの取組状況、施策の進捗状況及び目標の達成度について点検・評価 → 施策の改善を検討及び必要に応じて目標達成に向けた計画の見直し】を行っていきます。更に、関係法令の改正や社会状況の変化などに柔軟に対応していきます。

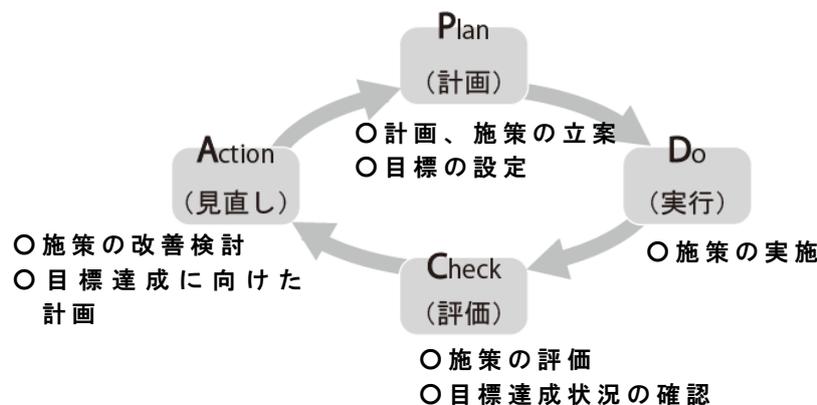


図 PDCAサイクル

取組内容	前期	後期
(1) 進捗状況の点検・評価	推進	推進

2 ごみ処理コストの検証

市民・事業者に対し公平で適正な費用負担を求めるためには、市民・事業者・行政の相互理解を高めることが必要です。そのため、一般廃棄物処理事

業に係るコスト管理の徹底と情報公開に努め、市民・事業者に対する説明責任を果たしていきます。また、コスト管理については、国の一般廃棄物会計基準などを参考に、新たな会計手法の検討や環境基金の有効活用を推進し、効率化と適正化に努めていきます。

取組内容

(1) 一般廃棄物処理事業に係るコストの情報公開

廃棄物会計については、継続して情報公開を実施します。また、国の一般廃棄物会計基準との比較検証について研究を行っていきます。

(2) 環境基金の有効活用

平成 17 年(2005 年)度に施行された小金井市環境基金条例に基づき、継続してごみ処理手数料の一部などを積み立てている環境基金の有効活用を推進します。

取組内容	前期	後期
(1) 一般廃棄物処理事業に係るコストの情報公開	充実	充実
(2) 環境基金の有効活用	推進	推進

第4章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の現状

1 収集運搬処理状況

本市における公共下水道普及率は100%を達成しています。現在、し尿を含む生活排水は公共下水道によって処理していますが、一部水洗化できない一般世帯及び仮設トイレのし尿並びに浄化槽汚泥などについては一部事務組合(湖南衛生組合)による共同処理を行っています。

(1) 収集運搬

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬を民間委託により行っています。

(2) 処理

本市で発生するし尿及び浄化槽汚泥は、武蔵野市、小平市、東大和市、武蔵村山市及び本市で構成される一部事務組合(湖南衛生組合)で共同処理を行っています。

湖南衛生組合の処理量は、公共下水道の普及に伴って年々減少しています。

表 4-1 施設の概要

名称	湖南衛生組合し尿処理施設
所在地	武蔵村山市大南5丁目1番地
処理能力	6kl/日
処理方式	前処理希釈方式

2 し尿及び浄化槽汚泥の処理量

本市におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理量の推移を図4-1に示します。近年、処理量はやや増加しており、平成25年(2013年)度の搬入量は76.6klとなっています。

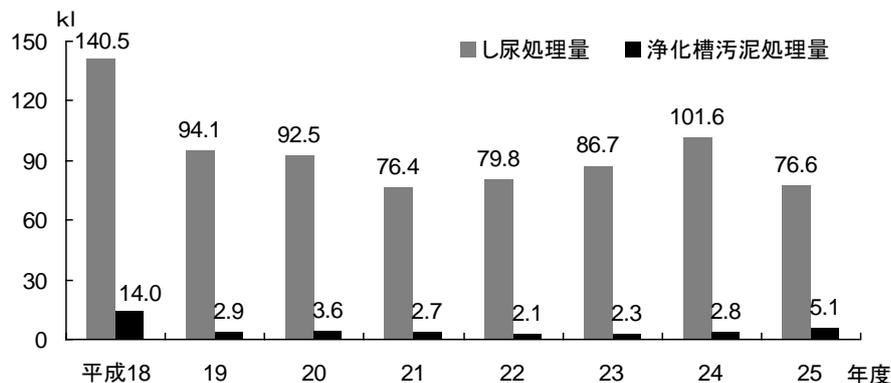


図 4-1 し尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

第2節 今後の取組

1 本市における取組

本市では公共下水道の面整備が完了していることから、仮設トイレを除いたすべての生活排水については下水道で処理することを目標とします。本市の人口は微増傾向が続いており、平成36年(2024年)度の人口は平成25年(2013年)度に比べ1.6%の増加となる見込みですが、一般世帯からのし尿及び浄化槽汚泥処理量には影響がないものと予測しています。ただし、今後も排出が見込まれる工事現場の仮設トイレなどについては、適正な運搬及び処理ができるよう体制を維持します。また、湖南衛生組合が進めている「湖南衛生組合総合整備事業」に基づき新処理施設の整備を実施します。

2 災害発生時の対応

被災時における公衆衛生や環境保全を速やかに確保するため、東京都及び近隣市町村や事業者などとの相互応援体制を整備し、迅速なし尿処理体制を確立します。災害発生時には、「小金井市地域防災計画」に基づいて、本市環境部清掃班が中心となって被害状況、仮設トイレなどの設置状況及び補充必要基数などを把握するとともに、速やかに処理・処分計画を策定します。なお、くみ取りを必要とする仮設トイレについては、平成23年(2011年)にし尿収集運搬業者と「災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定書」、他自治体と「災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書」を締結しており、協定を締結しているし尿収集運搬業者に協力を要請し、水再生センター及び主要管きよの指定マンホールなどに収集・搬入します。また、市の確保した収集能力を上回ると判断した場合は、速やかに東京都に応援を要請します。

多摩地域ごみ実態調査 (抜粋)

平成25年度統計



平成26年8月発行

ttt 公益財団法人 東京市町村自治調査会

◎ 調査の方法等

1 調査方法

調査は、各市町村に対して郵送及びメールによるアンケート方式で行いました。アンケート調査票回収後の集計で、不明な点については、電話等によるヒアリングにより確認を行っています。

2 留意すべき点

- (1) ごみ量等の数値データは平成25年度の実績値です。また、注釈「*1」等がある場合は、表左下の注釈によります。
- (2) 表中の空欄は、「実施していない」、「該当しない」または「把握していない」ことを表します。ただし、注釈「*1」等がある場合は、表左下の注釈によります。
- (3) 「1人1日当たり」の数値は、基本となる各項目の数値を各市町村の平成25年10月1日現在の人口×365日で除して算出した数値です。
- (4) 各表左下の「合計」は、「実施している」もしくは「該当する」市町村数の合計を、または数値の合計を表します。「割合」は、30市町村に占める「合計」の割合を表します。
- (5) 数値データは、その算出に当たり、小数点第2位を四捨五入しているため、各内訳数値の合計とその合計欄の数値が一致しない場合があります。

3 人口データについて

1人1日当たりの量算出の基礎となる人口データは、東京都総務局統計部「住民基本台帳による世帯と人口」の平成25年10月1日現在の人口総数を用いています。(参考表参照)

【参考表】1人当たりの量算出に用いた人口

平成25年10月1日現在

市町村名	人口総数	世帯数	
		日本人人口	外国人人口
八王子市	563,895	554,898	8,997
立川市	178,442	175,195	3,247
武蔵野市	140,598	138,356	2,242
三鷹市	180,372	177,579	2,793
青梅市	138,130	136,686	1,444
府中市	253,530	249,396	4,134
昭島市	113,092	111,022	2,070
調布市	224,026	220,524	3,502
町田市	426,410	421,644	4,766
小金井市	117,116	115,116	2,000
小平市	186,268	182,379	3,889
日野市	179,348	176,903	2,445
東村山市	152,296	150,212	2,084
国分寺市	118,616	116,979	1,637
国立市	74,508	73,226	1,282
福生市	58,955	56,460	2,495
狛江市	77,598	76,645	953
東大和市	84,597	83,556	1,041
清瀬市	74,099	73,115	984
東久留米市	116,272	114,654	1,618
武蔵村山市	72,193	71,096	1,097
多摩市	146,288	144,250	2,038
稲城市	86,195	85,102	1,093
羽村市	56,952	55,756	1,196
あきる野市	81,874	81,240	634
西東京市	197,607	194,531	3,076
瑞穂町	33,899	33,368	531
日の出町	16,952	16,881	71
檜原村	2,482	2,470	12
奥多摩町	5,698	5,676	22
合計	4,158,308	4,094,915	63,393

資料：「住民基本台帳による世帯と人口」東京都総務局統計部

10● 多摩地域ごみ実態調査（平成25年度統計）

表 1
ごみ量

市 町 村 名	収集量 (t/年)						持込量 (t/年)						総ごみ量 (t/年)						
	可燃	不燃	資源	粗大	有害	小計	可燃	不燃	資源	粗大	有害	小計	可燃	不燃	資源	粗大	有害	合計	
1 八王子市	82,434	6,405	33,030	2,163	194	124,226	36,124	1,572	1,168	0	0	38,864	118,558	7,977	34,198	2,163	194	163,090	八
2 立川市	23,708	2,679	11,517	796	58	38,758	10,698	902	455	605	0	12,660	34,406	3,581	11,972	1,401	58	51,418	立
3 武蔵野市	21,089	1,246	10,782	1,377	92	34,586	6,862	0	0	0	0	6,862	27,951	1,246	10,782	1,377	92	41,448	武
4 三鷹市	22,029	2,000	14,561	1,790	60	40,440	6,028	0	0	0	0	6,028	28,057	2,000	14,561	1,790	60	46,468	三
5 青梅市	22,559	3,020	5,541	393	58	31,571	5,609	44	408	1,108	0	7,169	28,168	3,064	5,949	1,501	58	38,740	青
6 府中市	29,247	3,478	15,951	2,024	87	50,787	8,303	0	0	0	0	8,303	37,550	3,478	15,951	2,024	87	59,090	府
7 昭島市	17,091	1,476	6,844	321	40	25,772	5,056	78	60	586	10	5,790	22,147	1,554	6,904	907	50	31,562	昭
8 調布市	26,636	3,681	19,439	1,510	81	51,346	5,251	0	0	0	0	5,251	31,887	3,681	19,439	1,510	81	56,598	調
9 町田市	63,889	6,490	16,561	1,277	153	88,370	24,169	61	1,463	3,399	0	29,092	88,058	6,551	18,024	4,676	153	117,462	町
10 小金井市	12,195	3,787	8,260	913	38	25,193	362	14	0	0	0	376	12,557	3,801	8,260	913	38	25,569	金
11 小平市	29,545	5,033	9,871	1,002	69	45,520	3,808	276	9	59	0	4,152	33,353	5,309	9,880	1,061	69	49,672	平
12 日野市	21,671	5,378	9,447	1,244	62	37,802	4,633	174	95	366	0	5,268	26,304	5,552	9,542	1,610	62	43,070	日
13 東村山市	19,991	2,005	9,107	479	59	31,641	4,885	84	0	905	0	5,874	24,876	2,089	9,107	1,384	59	37,515	東
14 国分寺市	14,649	1,903	9,097	697	46	26,392	2,840	10	0	49	0	2,899	17,489	1,913	9,097	746	46	29,291	分
15 国立市	11,284	1,798	4,616	446	25	18,169	3,086	4	0	149	0	3,239	14,370	1,802	4,616	595	25	21,408	国
16 福生市	9,696	617	3,882	353	22	14,570	1,714	65	0	175	0	1,954	11,410	682	3,882	528	22	16,524	福
17 狛江市	11,728	982	4,663	426	21	17,820	1,455	0	0	0	0	1,455	13,183	982	4,663	426	21	19,275	狛
18 東大和市	13,965	913	4,852	198	23	19,951	2,105	69	270	40	0	2,484	16,070	982	5,122	238	23	22,435	大
19 清瀬市	10,340	1,379	4,040	57	27	15,843	2,000	10	0	17	0	2,027	12,340	1,389	4,040	74	27	17,870	清
20 東久留米市	17,333	2,121	6,123	64	36	25,677	4,714	20	0	50	0	4,784	22,047	2,141	6,123	114	36	30,461	久
21 武蔵村山市	12,429	1,060	4,709	283	27	18,508	2,359	15	0	31	0	2,405	14,788	1,075	4,709	314	27	20,913	村
22 多摩市	21,822	1,131	6,819	882	48	30,702	10,017	5	138	343	0	10,503	31,839	1,136	6,957	1,225	48	41,205	多
23 稲城市	13,473	1,273	3,441	332	30	18,549	2,961	2	0	24	0	2,987	16,434	1,275	3,441	356	30	21,536	稲
24 羽村市	8,982	399	4,579	195	24	14,179	2,441	4	0	404	0	2,849	11,423	403	4,579	599	24	17,028	羽
25 あきる野市	15,289	2,599	4,744	670	35	23,337	0	0	0	0	0	0	15,289	2,599	4,744	670	35	23,337	あ
26 西東京市	23,691	3,453	14,151	139	55	41,489	7,202	11	0	18	0	7,231	30,893	3,464	14,151	157	55	48,720	西
27 瑞穂町	5,771	337	2,806	136	17	9,067	2,258	0	0	328	0	2,586	8,029	337	2,806	464	17	11,653	瑞
28 日の出町	3,368	807	483	210	8	4,876	0	0	0	0	0	0	3,368	807	483	210	8	4,876	日
29 檜原村	433	98	187	75	1	794	0	0	0	0	0	0	433	98	187	75	1	794	檜
30 奥多摩町	1,139	325	139	59	7	1,669	578	87	11	15	0	691	1,717	412	150	74	7	2,360	奥
合計	587,476	67,873	250,242	20,511	1,503	927,605	167,518	3,507	4,077	8,671	10	183,783	754,994	71,380	254,319	29,182	1,513	1,111,387	合計
最大値	82,434	6,490	33,030	2,163	194	124,226	36,124	1,572	1,463	3,399	10	38,864	118,558	7,977	34,198	4,676	194	163,090	最大
最小値	433	98	139	57	1	794	0	0	0	0	0	0	433	98	150	74	1	794	最小

表 2
ごみ量
(1人1日当たり)

市 町 村 名	収集量 (g/人日)						持込量 (g/人日)						総ごみ量 (g/人日)						
	可燃	不燃	資源	粗大	有害	小計	可燃	不燃	資源	粗大	有害	小計	可燃	不燃	資源	粗大	有害	小計	
1 八 王 子 市	400.5	31.1	160.5	10.5	0.9	603.6	175.5	7.6	5.7	0.0	0.0	188.8	576.0	38.8	166.2	10.5	0.9	792.4	八
2 立 川 市	364.0	41.1	176.8	12.2	0.9	595.1	164.3	13.8	7.0	9.3	0.0	194.4	528.3	55.0	183.8	21.5	0.9	789.5	立
3 武 蔵 野 市	410.9	24.3	210.1	26.8	1.8	674.0	133.7	0.0	0.0	0.0	0.0	133.7	544.7	24.3	210.1	26.8	1.8	807.7	武
4 三 鷹 市	334.6	30.4	221.2	27.2	0.9	614.3	91.6	0.0	0.0	0.0	0.0	91.6	426.2	30.4	221.2	27.2	0.9	705.8	三
5 青 梅 市	447.4	59.9	109.9	7.8	1.2	626.2	111.3	0.9	8.1	22.0	0.0	142.2	558.7	60.8	118.0	29.8	1.2	768.4	青
6 府 中 市	316.1	37.6	172.4	21.9	0.9	548.8	89.7	0.0	0.0	0.0	0.0	89.7	405.8	37.6	172.4	21.9	0.9	638.5	府
7 昭 島 市	414.0	35.8	165.8	7.8	1.0	624.3	122.5	1.9	1.5	14.2	0.2	140.3	536.5	37.6	167.3	22.0	1.2	764.6	昭
8 調 布 市	325.7	45.0	237.7	18.5	1.0	627.9	64.2	0.0	0.0	0.0	0.0	64.2	390.0	45.0	237.7	18.5	1.0	692.2	調
9 町 田 市	410.5	41.7	106.4	8.2	1.0	567.8	155.3	0.4	9.4	21.8	0.0	186.9	565.8	42.1	115.8	30.0	1.0	754.7	町
10 小 金 井 市	285.3	88.6	193.2	21.4	0.9	589.3	8.5	0.3	0.0	0.0	0.0	8.8	293.7	88.9	193.2	21.4	0.9	598.1	小
11 小 平 市	434.6	74.0	145.2	14.7	1.0	669.5	56.0	4.1	0.1	0.9	0.0	61.1	490.6	78.1	145.3	15.6	1.0	730.6	小
12 日 野 市	331.0	82.2	144.3	19.0	0.9	577.5	70.8	2.7	1.5	5.6	0.0	80.5	401.8	84.8	145.8	24.6	0.9	657.9	日
13 東 村 山 市	359.6	36.1	163.8	8.6	1.1	569.2	87.9	1.5	0.0	16.3	0.0	105.7	447.5	37.6	163.8	24.9	1.1	674.9	東
14 国 分 寺 市	338.4	44.0	210.1	16.1	1.1	609.6	65.6	0.2	0.0	1.1	0.0	67.0	404.0	44.2	210.1	17.2	1.1	676.5	国
15 国 立 市	414.9	66.1	169.7	16.4	0.9	668.1	113.5	0.1	0.0	5.5	0.0	119.1	528.4	66.3	169.7	21.9	0.9	787.2	国
16 福 生 市	450.6	28.7	180.4	16.4	1.0	677.1	79.7	3.0	0.0	8.1	0.0	90.8	530.2	31.7	180.4	24.5	1.0	767.9	福
17 狛 江 市	414.1	34.7	164.6	15.0	0.7	629.2	51.4	0.0	0.0	0.0	0.0	51.4	465.4	34.7	164.6	15.0	0.7	680.5	狛
18 東 大 和 市	452.3	29.6	157.1	6.4	0.7	646.1	68.2	2.2	8.7	1.3	0.0	80.4	520.4	31.8	165.9	7.7	0.7	726.6	東
19 清 瀬 市	382.3	51.0	149.4	2.1	1.0	585.8	73.9	0.4	0.0	0.6	0.0	74.9	456.3	51.4	149.4	2.7	1.0	660.7	清
20 東 久 留 米 市	408.4	50.0	144.3	1.5	0.8	605.0	111.1	0.5	0.0	1.2	0.0	112.7	519.5	50.4	144.3	2.7	0.8	717.8	東
21 武 蔵 村 山 市	471.7	40.2	178.7	10.7	1.0	702.4	89.5	0.6	0.0	1.2	0.0	91.3	561.2	40.8	178.7	11.9	1.0	793.6	武
22 多 摩 市	408.7	21.2	127.7	16.5	0.9	575.0	187.6	0.1	2.6	6.4	0.0	196.7	596.3	21.3	130.3	22.9	0.9	771.7	多
23 稻 城 市	428.2	40.5	109.4	10.6	1.0	589.6	94.1	0.1	0.0	0.8	0.0	94.9	522.4	40.5	109.4	11.3	1.0	684.5	稻
24 羽 村 市	432.1	19.2	220.3	9.4	1.2	682.1	117.4	0.2	0.0	19.4	0.0	137.1	549.5	19.4	220.3	28.8	1.2	819.1	羽
25 あ き る 野 市	511.6	87.0	158.7	22.4	1.2	780.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	511.6	87.0	158.7	22.4	1.2	780.9	あ
26 西 東 京 市	328.5	47.9	196.2	1.9	0.8	575.2	99.9	0.2	0.0	0.2	0.0	100.3	428.3	48.0	196.2	2.2	0.8	675.5	西
27 瑞 穂 町	466.4	27.2	226.8	11.0	1.4	732.8	182.5	0.0	0.0	26.5	0.0	209.0	648.9	27.2	226.8	37.5	1.4	941.8	瑞
28 日 の 出 町	544.3	130.4	78.1	33.9	1.3	788.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	544.3	130.4	78.1	33.9	1.3	788.0	日
29 檜 原 村	478.0	108.2	206.4	82.8	1.1	876.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	478.0	108.2	206.4	82.8	1.1	876.4	檜
30 奥 多 摩 町	547.7	156.3	66.8	28.4	3.4	802.5	277.9	41.8	5.3	7.2	0.0	332.2	825.6	198.1	72.1	35.6	3.4	1,134.7	奥
全 体	387.1	44.7	164.9	13.5	1.0	611.2	110.4	2.3	2.7	5.7	0.0	121.1	497.4	47.0	167.6	19.2	1.0	732.2	全体
最 大 値	547.7	156.3	237.7	82.8	3.4	876.4	277.9	41.8	9.4	26.5	0.2	332.2	825.6	198.1	237.7	82.8	3.4	1,134.7	最大
最 小 値	285.3	19.2	66.8	1.5	0.7	548.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	293.7	19.4	72.1	2.2	0.7	598.1	最小

20● 多摩地域ごみ実態調査 (平成25年度統計)

表 9
総ごみ量の
処分内訳

市 町 村 名	収集・持込量	処分内訳 (t/年)				処分内訳構成比 (%)						最終処分量内訳 (t/年)			
		焼却	埋立	資源化	その他	収集・持込量	焼却	埋立	資源化	その他	焼却残灰	埋立	最終処分計		
1 八 王 子 市	163,090	126,391	313	35,922	464	100.0	77.5	0.2	22.0	0.3	0	313	313	八	
2 立 川 市	51,418	37,637	361	13,248	172	100.0	73.2	0.7	25.8	0.3	0	361	361	立	
3 武 蔵 野 市	41,448	29,929	0	11,466	53	100.0	72.2	0.0	27.7	0.1	0	0	0	武	
4 三 鷹 市	46,468	32,082	0	13,900	486	100.0	69.1	0.0	29.9	1.0	0	0	0	三	
5 青 梅 市	38,740	30,079	161	8,500	0	100.0	77.7	0.4	21.9	0.0	0	161	161	青	
6 府 中 市	59,090	43,303	0	15,469	317	100.0	73.3	0.0	26.2	0.5	0	0	0	府	
7 昭 島 市	31,562	23,898	40	7,622	2	100.0	75.8	0.1	24.1	0.0	0	40	40	昭	
8 調 布 市	56,598	36,627	0	19,496	475	100.0	64.8	0.0	34.4	0.8	0	0	0	調	
9 町 田 市	117,462	96,542	7	20,892	21	100.0	82.2	0.0	17.8	0.0	0	7	7	町	
10 小 金 井 市	25,569	12,557	44	11,946	1,022	100.0	49.1	0.2	46.7	4.0	0	44	44	金	
11 小 平 市	49,672	38,815	103	10,685	69	100.0	78.2	0.2	21.5	0.1	0	103	103	平	
12 日 野 市	43,070	32,504	117	10,449	0	100.0	75.4	0.3	24.3	0.0	0	117	117	日	
13 東 村 山 市	37,515	25,546	0	11,522	447	100.0	68.1	0.0	30.7	1.2	0	0	0	東	
14 国 分 寺 市	29,291	19,008	21	9,887	375	100.0	64.8	0.1	33.8	1.3	0	21	21	分	
15 国 立 市	21,408	16,150	0	5,233	25	100.0	75.5	0.0	24.4	0.1	0	0	0	国	
16 福 生 市	16,524	12,364	31	4,129	0	100.0	74.8	0.2	25.0	0.0	0	31	31	福	
17 狛 江 市	19,275	14,333	0	4,921	21	100.0	74.4	0.0	25.5	0.1	0	0	0	狛	
18 東 大 和 市	22,435	17,114	20	5,278	23	100.0	76.3	0.1	23.5	0.1	0	20	20	大	
19 清 瀬 市	17,870	13,493	0	4,197	180	100.0	75.5	0.0	23.5	1.0	0	0	0	清	
20 東 久 留 米 市	30,461	23,813	0	6,335	313	100.0	78.2	0.0	20.8	1.0	0	0	0	久	
21 武 蔵 村 山 市	20,913	16,095	23	4,795	0	100.0	77.0	0.1	22.9	0.0	0	23	23	村	
22 多 摩 市	41,205	33,772	72	7,309	52	100.0	82.0	0.2	17.7	0.1	0	72	72	多	
23 福 城 市	21,536	17,817	0	3,689	30	100.0	82.8	0.0	17.1	0.1	0	0	0	福	
24 羽 村 市	17,028	12,202	76	4,676	74	100.0	71.7	0.4	27.5	0.4	0	76	76	羽	
25 あ き る 野 市	23,337	18,568	225	4,509	35	100.0	79.6	1.0	19.3	0.1	2,243	225	2,468	あ	
26 西 京 都 市	48,720	33,712	0	14,564	444	100.0	69.2	0.0	29.9	0.9	0	0	0	西	
27 瑞 穂 町	11,653	8,695	39	2,902	17	100.0	74.7	0.3	24.9	0.1	0	39	39	瑞	
28 日 の 出 町	4,876	4,316	67	485	8	100.0	88.5	1.4	9.9	0.2	593	67	660	日	
29 檜 原 村	794	591	7	195	1	100.0	74.4	0.9	24.6	0.1	76	7	83	檜	
30 奥 多 摩 町	2,360	1,724	17	356	263	100.0	73.1	0.7	15.1	11.1	106	17	123	奥	
合 計	1,111,387	829,677	1,744	274,577	5,389	100.0	74.6	0.2	24.7	0.5	3,018	1,744	4,762	合計	
最 大 値	163,090	126,391	361	35,922	1,022	—	88.5	1.4	46.7	11.1	2,243	361	2,468	最大	
最 小 値	794	591	0	195	0	—	49.1	0.0	9.9	0.0	0	0	0	最小	

表 10
 総ごみ量の
 処分内訳
 （1人1日当たり）

市 町 村 名	収集・持込量	処分内訳（g/人日）				収集・持込量	処分内訳構成比（%）				最終処分量内訳（g/人日）			
		焼却	埋立	資源化	その他		焼却	埋立	資源化	その他	焼却残灰	埋立	最終処分計	
1 八 王 子 市	792.4	614.1	1.5	174.5	2.3	100.0	77.5	0.2	22.0	0.3	0.0	1.5	1.5	八
2 立 川 市	789.5	577.9	5.5	203.4	2.6	100.0	73.2	0.7	25.8	0.3	0.0	5.5	5.5	立
3 武 蔵 野 市	807.7	583.2	0.0	223.4	1.0	100.0	72.2	0.0	27.7	0.1	0.0	0.0	0.0	武
4 三 鷹 市	705.8	487.3	0.0	211.1	7.4	100.0	69.1	0.0	29.9	1.0	0.0	0.0	0.0	三
5 青 梅 市	768.4	596.6	3.2	168.6	0.0	100.0	77.7	0.4	21.9	0.0	0.0	3.2	3.2	青
6 府 中 市	638.5	468.0	0.0	167.2	3.4	100.0	73.3	0.0	26.2	0.5	0.0	0.0	0.0	府
7 昭 島 市	764.6	578.9	1.0	184.6	0.0	100.0	75.8	0.1	24.1	0.0	0.0	1.0	1.0	昭
8 調 布 市	692.2	447.9	0.0	238.4	5.8	100.0	64.8	0.0	34.4	0.8	0.0	0.0	0.0	調
9 町 田 市	754.7	620.3	0.0	134.2	0.1	100.0	82.2	0.0	17.8	0.0	0.0	0.0	0.0	町
10 小 金 井 市	598.1	293.7	1.0	279.5	23.9	100.0	49.1	0.2	46.7	4.0	0.0	1.0	1.0	金
11 小 平 市	730.6	570.9	1.5	157.2	1.0	100.0	78.2	0.2	21.5	0.1	0.0	1.5	1.5	平
12 日 野 市	657.9	496.5	1.8	159.6	0.0	100.0	75.4	0.3	24.3	0.0	0.0	1.8	1.8	日
13 東 村 山 市	674.9	459.6	0.0	207.3	8.0	100.0	68.1	0.0	30.7	1.2	0.0	0.0	0.0	東
14 国 分 寺 市	676.5	439.0	0.5	228.4	8.7	100.0	64.8	0.1	33.8	1.3	0.0	0.5	0.5	分
15 国 立 市	787.2	593.8	0.0	192.4	0.9	100.0	75.5	0.0	24.4	0.1	0.0	0.0	0.0	国
16 福 生 市	767.9	574.6	1.4	191.9	0.0	100.0	74.8	0.2	25.0	0.0	0.0	1.4	1.4	福
17 狛 江 市	680.5	506.1	0.0	173.7	0.7	100.0	74.4	0.0	25.5	0.1	0.0	0.0	0.0	狛
18 東 大 和 市	726.6	554.2	0.6	170.9	0.7	100.0	76.3	0.1	23.5	0.1	0.0	0.6	0.6	大
19 清 瀬 市	660.7	498.9	0.0	155.2	6.7	100.0	75.5	0.0	23.5	1.0	0.0	0.0	0.0	清
20 東 久 留 米 市	717.8	561.1	0.0	149.3	7.4	100.0	78.2	0.0	20.8	1.0	0.0	0.0	0.0	久
21 武 蔵 村 山 市	793.6	610.8	0.9	182.0	0.0	100.0	77.0	0.1	22.9	0.0	0.0	0.9	0.9	村
22 多 摩 市	771.7	632.5	1.3	136.9	1.0	100.0	82.0	0.2	17.7	0.1	0.0	1.3	1.3	多
23 稲 城 市	684.5	566.3	0.0	117.3	1.0	100.0	82.8	0.0	17.1	0.1	0.0	0.0	0.0	稲
24 羽 村 市	819.1	587.0	3.7	224.9	3.6	100.0	71.6	0.5	27.5	0.4	0.0	3.7	3.7	羽
25 あ き る 野 市	780.9	621.3	7.5	150.9	1.2	100.0	79.5	1.0	19.3	0.2	75.1	7.5	82.6	あ
26 西 東 京 市	675.5	467.4	0.0	201.9	6.2	100.0	69.2	0.0	29.9	0.9	0.0	0.0	0.0	西
27 瑞 穂 町	941.8	702.7	3.2	234.5	1.4	100.0	74.7	0.3	24.9	0.1	0.0	3.2	3.2	瑞
28 日 の 出 町	788.0	697.5	10.8	78.4	1.3	100.0	88.5	1.4	9.9	0.2	95.8	10.8	106.7	日
29 檜 原 村	876.4	652.4	7.7	215.2	1.1	100.0	74.4	0.9	24.6	0.1	83.9	7.7	91.6	檜
30 奥 多 摩 町	1,134.7	828.9	8.2	171.2	126.5	100.0	73.1	0.7	15.1	11.1	51.0	8.2	59.1	奥
全 体	732.2	546.6	1.1	180.9	3.6	100.0	74.6	0.2	24.7	0.5	2.0	1.1	3.1	全体
最 大 値	1,134.7	828.9	10.8	279.5	126.5	—	88.5	1.4	46.7	11.1	95.8	10.8	106.7	最大
最 小 値	598.1	293.7	0.0	78.4	0.0	—	49.1	0.0	9.9	0.0	0.0	0.0	0.0	最小

30 ● 多摩地域ごみ実態調査（平成25年度統計）

表 17
施策別の
資源化量

市 町 村 名	総ごみ量 (t/年)	総ごみ量+ 集団回収量 (t/年)	資源化量 (t/年)		資源化量内訳 (t/年)			資源化率 (%)			
			総資源化量 *a	ごみ資源化量 *b	集団回収	資源ごみ *c	収集後資源化 *d	総資源化率 *e	ごみ資源化率 *f		
1 八 王 子 市	163,090	171,642	58,940	50,388	8,552	32,747	17,641	34.3	30.9	八	
2 立 川 市	51,418	55,343	21,855	17,930	3,925	11,411	6,519	39.5	34.9	立	
3 武 蔵 野 市	41,448	44,869	18,019	14,598	3,421	10,501	4,097	40.2	35.2	武	
4 三 鷹 市	46,468	49,679	20,689	17,478	3,211	13,136	4,342	41.6	37.6	三	
5 青 梅 市	38,740	43,153	15,660	11,247	4,413	5,840	5,407	36.3	29.0	青	
6 府 中 市	59,090	66,167	27,146	20,069	7,077	13,902	6,167	41.0	34.0	府	
7 昭 島 市	31,562	33,089	12,261	10,734	1,527	6,314	4,420	37.1	34.0	昭	
8 調 布 市	56,598	61,119	28,106	23,585	4,521	18,017	5,568	46.0	41.7	調	
9 町 田 市	117,462	129,280	42,045	30,227	11,818	17,996	12,231	32.5	25.7	町	
10 小 金 井 市	25,569	27,113	14,214	12,670	1,544	8,237	4,433	52.4	49.6	金	
11 小 平 市	49,672	51,898	17,983	15,757	2,226	9,880	5,877	34.7	31.7	平	
12 日 野 市	43,070	44,824	16,241	14,487	1,754	9,542	4,945	36.2	33.6	日	
13 東 村 山 市	37,515	40,538	17,313	14,290	3,023	8,576	5,714	42.7	38.1	東	
14 国 分 寺 市	29,291	31,675	14,222	11,838	2,384	9,009	2,829	44.9	40.4	分	
15 国 立 市	21,408	22,730	8,092	6,770	1,322	4,616	2,154	35.6	31.6	国	
16 福 生 市	16,524	17,788	6,431	5,167	1,264	3,882	1,285	36.2	31.3	福	
17 狛 江 市	19,275	20,702	7,712	6,285	1,427	4,663	1,622	37.3	32.6	狛	
18 東 大 和 市	22,435	23,514	8,595	7,516	1,079	5,122	2,394	36.6	33.5	大	
19 清 瀬 市	17,870	19,071	7,150	5,949	1,201	3,935	2,014	37.5	33.3	清	
20 東 久 留 米 市	30,461	33,956	12,956	9,461	3,495	5,931	3,530	38.2	31.1	久	
*a: 総資源化量= 資源ごみからの資源化量+集団 回収量+収集後資源化量	21 武 蔵 村 山 市	20,913	21,554	7,541	6,900	641	4,530	2,370	35.0	33.0	村
*b: ごみ資源化量= 資源ごみからの資源化量+収集 後資源化量	22 多 摩 市	41,205	45,730	15,671	11,146	4,525	6,957	4,189	34.3	27.1	多
*c: 「資源ごみ」は、資源ごみからの 資源化量を省略して記載したもの で、拠点回収による資源化量を含 む。	23 稲 城 市	21,536	23,455	7,318	5,399	1,919	3,441	1,958	31.2	25.1	稲
*d: 中間処理施設において不燃ごみ や粗大ごみ等から人手や機械等 によって選別された資源物の量	24 羽 村 市	17,028	18,066	6,741	5,703	1,038	4,401	1,302	37.3	33.5	羽
*e: 総資源化率= (資源ごみからの資源化量+ 集団回収量+収集後資源化量) ÷ (総ごみ量+集団回収量)	25 あ き る 野 市	23,337	25,380	6,552	4,509	2,043	4,366	143	25.8	19.3	あ
*f: ごみ資源化率= (資源ごみからの資源化量+ 収集後資源化量)÷総ごみ量	26 西 東 京 市	48,720	52,167	22,394	18,947	3,447	13,861	5,086	42.9	38.9	西
	27 瑞 穂 町	11,653	12,009	4,053	3,697	356	2,806	891	33.7	31.7	瑞
	28 日 の 出 町	4,876	5,471	1,080	485	595	449	36	19.7	9.9	日
	29 檜 原 村	794	812	213	195	18	171	24	26.2	24.6	檜
	30 奥 多 摩 町	2,360	2,825	821	356	465	150	206	29.1	15.1	奥
	合 計	1,111,387	1,195,619	448,014	363,782	84,231	244,388	119,394	37.5	32.7	合計
	最 大 値	163,090	171,642	58,940	50,388	11,818	32,747	17,641	52.4	49.6	最大
	最 小 値	794	812	213	195	18	150	24	19.7	9.9	最小

表 18
**施策別の
 資源化量**
 （1人1日当たり）

市 町 村 名	総ごみ量 (g/人日)	総ごみ量+ 集団回収量 (g/人日)	資源化量 (g/人日)		資源化量内訳 (g/人日)			資源化率 (%)			
			総資源化量 *a	ごみ資源化量 *b	集団回収	資源ごみ *c	収集後資源化 *d	総資源化率 *e	ごみ資源化率 *f		
1 八 王 子 市	792.4	833.9	286.4	244.8	41.6	159.1	85.7	34.3	30.9	八	
2 立 川 市	789.5	849.7	335.6	275.3	60.3	175.2	100.1	39.5	34.9	立	
3 武 蔵 野 市	807.7	874.3	351.1	284.5	66.7	204.6	79.8	40.2	35.2	武	
4 三 鷹 市	705.8	754.6	314.3	265.5	48.8	199.5	66.0	41.6	37.6	三	
5 青 梅 市	768.4	855.9	310.6	223.1	87.5	115.8	107.2	36.3	29.0	青	
6 府 中 市	638.5	715.0	293.3	216.9	76.5	150.2	66.6	41.0	34.0	府	
7 昭 島 市	764.6	801.6	297.0	260.0	37.0	153.0	107.1	37.1	34.0	昭	
8 調 布 市	692.2	747.5	343.7	288.4	55.3	220.3	68.1	46.0	41.7	調	
9 町 田 市	754.7	830.6	270.1	194.2	75.9	115.6	78.6	32.5	25.7	町	
10 小 金 井 市	598.1	634.3	332.5	296.4	36.1	192.7	103.7	52.4	49.6	金	
11 小 平 市	730.6	763.3	264.5	231.8	32.7	145.3	86.4	34.7	31.7	平	
12 日 野 市	657.9	684.7	248.1	221.3	26.8	145.8	75.5	36.2	33.6	日	
13 東 村 山 市	674.9	729.3	311.5	257.1	54.4	154.3	102.8	42.7	38.1	東	
14 国 分 寺 市	676.5	731.6	328.5	273.4	55.1	208.1	65.3	44.9	40.4	分	
15 国 立 市	787.2	835.8	297.6	248.9	48.6	169.7	79.2	35.6	31.6	国	
16 福 生 市	767.9	826.6	298.9	240.1	58.7	180.4	59.7	36.2	31.3	福	
17 狛 江 市	680.5	730.9	272.3	221.9	50.4	164.6	57.3	37.3	32.6	狛	
18 東 大 和 市	726.6	761.5	278.4	243.4	34.9	165.9	77.5	36.6	33.5	大	
19 清 瀬 市	660.7	705.1	264.4	220.0	44.4	145.5	74.5	37.5	33.3	清	
20 東 久 留 米 市	717.8	800.1	305.3	222.9	82.4	139.8	83.2	38.2	31.1	久	
*a: 総資源化量= 資源ごみからの資源化量+集団 回収量+収集後資源化量	21 武 蔵 村 山 市	793.6	818.0	286.2	261.9	24.3	171.9	89.9	35.0	33.0	村
*b: ごみ資源化量= 資源ごみからの資源化量+収集 後資源化量	22 多 摩 市	771.7	856.4	293.5	208.7	84.7	130.3	78.5	34.3	27.1	多
*c: 「資源ごみ」は、資源ごみからの 資源化量を省略して記載したもの で、拠点回収による資源化量を含 む。	23 稲 城 市	684.5	745.5	232.6	171.6	61.0	109.4	62.2	31.2	25.1	稲
*d: 中間処理施設において不燃ごみ や粗大ごみ等から人手や機械等 によって選別された資源物の量	24 羽 村 市	819.1	869.1	324.3	274.3	49.9	211.7	62.6	37.3	33.5	羽
*e: 総資源化率= (資源ごみからの資源化量+ 集団回収量+収集後資源化量) ÷ (総ごみ量+集団回収量)	25 あ き る 野 市	780.9	849.3	219.2	150.9	68.4	146.1	4.8	25.8	19.3	あ
*f: ごみ資源化率= (資源ごみからの資源化量+ 収集後資源化量) ÷ 総ごみ量	26 西 東 京 市	675.5	723.3	310.5	262.7	47.8	192.2	70.5	42.9	38.9	西
	27 瑞 穂 町	941.8	970.6	327.6	298.8	28.8	226.8	72.0	33.7	31.7	瑞
	28 日 の 出 町	788.0	884.2	174.5	78.4	96.2	72.6	5.8	19.7	9.9	日
	29 檜 原 村	876.4	896.3	235.1	215.2	19.9	188.8	26.5	26.2	24.6	檜
	30 奥 多 摩 町	1,134.7	1,358.3	394.8	171.2	223.6	72.1	99.0	29.1	15.1	奥
	全 体	732.2	787.7	295.2	239.7	55.5	161.0	78.7	37.5	32.7	全体
	最 大 値	1,134.7	1,358.3	394.8	298.8	223.6	226.8	107.2	52.4	49.6	最大
	最 小 値	598.1	634.3	174.5	78.4	19.9	72.1	4.8	19.7	9.9	最小

ごみ組成分析調査概要

1 調査の概要

本調査は、小金井市一般廃棄物処理基本計画の策定にあたり、居住形態別にごみの排出状況や減量化・資源化可能物の混入状況などについて確認し、効果的な施策への展開やごみ排出量の将来推計に資することを目的とし、燃やすごみと燃やさないごみの組成分析を実施しました。

(1) 実施時期

平成26年7月9日～7月18日

(2) 対象

1) 対象としたごみ

家庭系及び事業系の燃やすごみ・燃やさないごみ

2) 調査対象地域及び調査対象試料

居住形態を「戸建住宅」、「ファミリー向け集合住宅」、「単身集合住宅」、「事業所」と定め、それぞれ2地域ずつ選び、各地域から燃やすごみの場合は200kg以上（袋数で約40～50袋）、燃やさないごみの場合は約100kg以上（袋数で約40～50袋）を目安に試料を調達しました。

市の家庭用指定収集袋及び事業用指定収集袋等で排出されている燃やすごみ・燃やさないごみを調査対象として収集しました。

(3) 調査内容

収集した試料の組成（52分類）を行い、組成別に重量割合を算出しました（湿ベース）。この結果から居住形態別の組成をまとめています。

表1 燃やすごみの組成分析結果（重量割合％）

分類項目		No.	戸建住宅	ファミリー向け 集合住宅	単身集合住宅	事業所	
厨芥類	調理くず、生ごみ		1	49.3	45.0	27.0	23.6
	食品ロス(食べ残し、手つかずなど)		2	4.9	7.8	1.4	2.0
	生ごみ処理乾燥物		3	0.0	0.0	0.0	0.0
紙類	容器包装	紙バック	4	0.3	0.5	3.0	0.7
		紙類 段ボール	5	0.3	0.1	3.0	0.5
		その他容器包装	6	0.9	0.6	3.3	1.9
	古紙 (容器包装以外)	新聞	7	0.5	0.7	2.9	0.9
		雑誌	8	0.2	2.3	0.1	0.0
		チラシ	9	0.4	1.4	5.2	3.2
		OA用紙	10	0.2	0.0	0.0	2.8
		難再生古紙	11	1.1	2.4	2.4	2.2
	その他紙類	12	1.6	0.9	3.0	7.0	
草木類	枝木、雑草、剪定枝など		13	2.5	1.1	2.5	0.4
	落ち葉		14	0.2	0.0	0.0	0.1
繊維類	布類(リサイクル可)		15	0.4	2.0	1.2	1.5
	布類(リサイクル不可)		16	0.2	0.1	0.9	1.4
プラス チック類	容器包装	白色発泡トレイ	17	0.1	0.0	0.0	0.0
		色付き発泡トレイ	18	0.0	0.0	0.0	0.0
		未発泡トレイ	19	0.1	0.1	0.7	0.1
		その他のボトル	20	0.2	0.2	0.2	0.1
		プラスチック容器その他	21	0.0	0.0	0.1	0.1
		ペットボトル	22	0.0	0.0	0.0	0.1
		レジ袋	23	1.2	2.4	1.7	1.2
	袋・ラップ・フィルム	24	3.7	4.9	5.2	3.5	
	容器包装以外	梱包材	25	0.0	0.0	0.0	0.1
		製品	26	0.1	0.1	0.1	0.1
容器包装以外その他		27	0.0	0.0	0.0	0.0	
ゴム・皮革類	くつ・かばん・ベルト		28	0.0	0.0	0.2	0.0
	その他		29	0.0	0.0	0.0	0.0
ゴム・皮革類以外	くつ・かばん・ベルト		30	0.0	0.3	0.3	0.0
紙おむつ等			31	15.9	4.5	0.0	0.6
金属類	容器包装	アルミ缶	32	0.0	0.0	0.5	0.1
		スチール缶	33	0.0	0.0	0.0	0.1
		その他金属製缶類	34	0.0	0.0	0.0	0.0
	容器包装以外	その他鉄類	35	0.0	0.0	0.0	0.0
		その他非鉄類	36	0.0	0.0	0.0	0.0
びん、 ガラス類	容器包装	リターナルびん	37	0.0	0.0	0.0	0.0
		白色びん	38	0.0	0.0	0.0	0.0
		茶色びん	39	0.0	0.0	0.0	0.0
		その他雑びん	40	0.0	0.0	0.0	0.0
	容器包装以外	ガラス製品など	41	0.0	0.0	0.0	0.0
陶磁器、石類			42	0.0	0.0	0.0	0.0
乾電池(有害ごみ)			43	0.0	0.0	0.0	0.0
蛍光灯(有害ごみ)			44	0.0	0.0	0.0	0.0
小型家電製品			45	0.0	0.0	0.0	0.0
環境省以外の小型家電製品			46	0.0	0.0	0.0	0.0
複合製品			47	0.2	0.0	0.0	0.0
その他可燃(衛生上燃やすもの、わた入りの製品等)			48	14.7	21.9	33.2	44.7
その他不燃(電球、汚れが落ちないプラスチック類・容器等)			49	0.2	0.1	0.5	0.2
小型家電製品を除く粗大ごみ			50	0.0	0.0	0.0	0.0
指定袋			51	0.6	0.6	1.4	0.7
全分類に含まれていないもの			52	0.0	0.0	0.0	0.1
合計				100.0	100.0	100.0	100.0

表2 燃やさないごみの組成分析結果（重量割合％）

分類項目		No.	戸建住宅	ファミリー向け 集合住宅	単身集合住宅	事業所	
厨芥類	調理くず、生ごみ		1	0.0	0.0	2.1	0.0
	食品ロス(食べ残し、手つかずなど)		2	0.0	0.6	8.4	0.0
	生ごみ処理乾燥物		3	0.0	0.0	0.0	0.0
紙類	容器包装	紙バック	4	0.0	0.0	4.0	0.0
		紙類 段ボール	5	0.0	0.1	4.1	0.0
		その他容器包装	6	0.0	0.1	1.0	0.3
	古紙 (容器包装以外)	新聞	7	0.3	0.1	0.5	0.0
		雑誌	8	0.0	0.0	0.6	0.0
		チラシ	9	0.0	0.1	1.1	0.0
		OA用紙	10	0.0	0.0	1.5	0.0
		難再生古紙	11	0.0	0.0	0.7	0.2
	その他紙類	12	0.0	0.6	0.9	0.0	
草木類	枝木、雑草、剪定枝など		13	0.0	0.0	0.0	0.0
	落ち葉		14	0.0	0.0	0.0	0.0
繊維類	布類(リサイクル可)		15	0.1	0.0	0.5	0.0
	布類(リサイクル不可)		16	0.8	0.0	0.0	0.0
プラス チック類	容器包装	白色発泡トレイ	17	0.0	0.0	0.3	0.0
		色付き発泡トレイ	18	0.0	0.0	0.3	0.0
		未発泡トレイ	19	0.1	0.2	2.7	0.6
		その他のボトル	20	2.8	3.7	4.2	3.0
		プラスチック容器その他	21	0.0	0.1	0.4	0.1
		ペットボトル	22	0.0	0.1	1.1	0.0
		レジ袋	23	0.2	0.7	2.1	0.3
	袋・ラップ・フィルム	24	2.4	1.8	11.2	7.6	
	容器包装以外	梱包材	25	0.0	0.0	0.1	0.1
		製品	26	5.7	8.6	7.0	23.4
容器包装以外その他		27	0.0	0.0	0.1	0.0	
ゴム・皮革類	くつ・かばん・ベルト		28	17.1	18.3	9.8	8.1
	その他		29	0.7	0.1	0.0	3.1
ゴム・皮革類以外	くつ・かばん・ベルト		30	9.0	5.7	1.7	0.1
紙おむつ等			31	0.0	0.0	0.0	0.0
金属類	容器包装	アルミ缶	32	0.2	0.0	0.0	0.0
		スチール缶	33	0.4	0.2	0.2	0.5
		その他金属製缶類	34	0.2	0.0	0.0	0.5
	容器包装以外	その他鉄類	35	2.0	3.0	0.7	2.4
		その他非鉄類	36	0.5	0.6	0.6	2.7
びん、 ガラス類	容器包装	リターナルびん	37	0.0	0.0	0.0	0.0
		白色びん	38	0.3	0.5	0.8	6.1
		茶色びん	39	0.0	0.1	1.2	0.8
		その他雑びん	40	0.0	0.1	0.1	0.3
	容器包装以外	ガラス製品など	41	5.5	2.2	1.4	1.8
陶磁器、石類			42	7.3	5.9	0.7	1.3
乾電池(有害ごみ)			43	0.1	0.0	1.2	0.2
蛍光灯(有害ごみ)			44	0.0	0.3	0.0	0.0
小型家電製品			45	13.7	18.2	6.9	5.2
環境省以外の小型家電製品			46	0.0	0.0	0.0	0.0
複合製品			47	9.7	13.0	8.3	10.9
その他可燃(衛生上燃やすもの、わた入りの製品等)			48	1.4	9.4	7.4	1.8
その他不燃(電球、汚れが落ちないプラスチック類・容器等)			49	10.7	5.0	2.1	16.5
小型家電製品を除く粗大ごみ			50	7.3	0.0	0.0	0.0
指定袋			51	0.6	0.6	1.5	0.7
全分類に含まれていないもの			52	0.9	0.0	0.5	1.4
合計				100.0	100.0	100.0	100.0

一般向けワークショップの開催結果

1 日時、参加者について

<第1回>

○平成26年7月29日（火）19時～21時

○参加者：男性6名 女性2名 合計8名

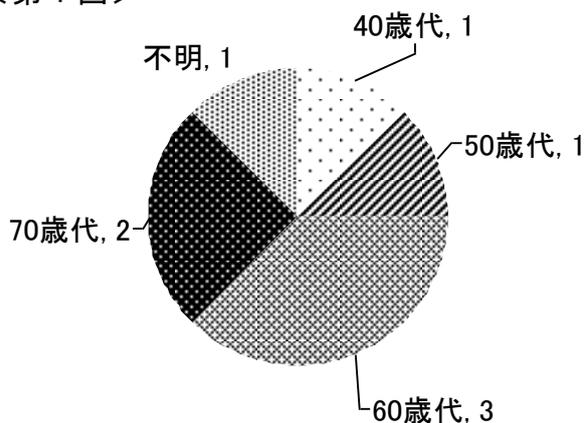
<第2回>

○平成26年8月2日（土）14時～16時

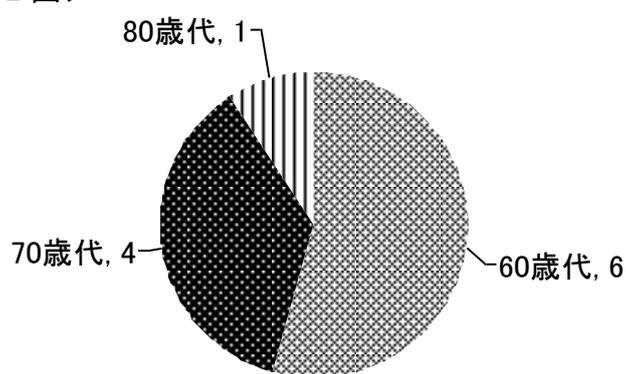
○参加者：男性5名 女性6名 合計11名

【年齢層】

<第1回>

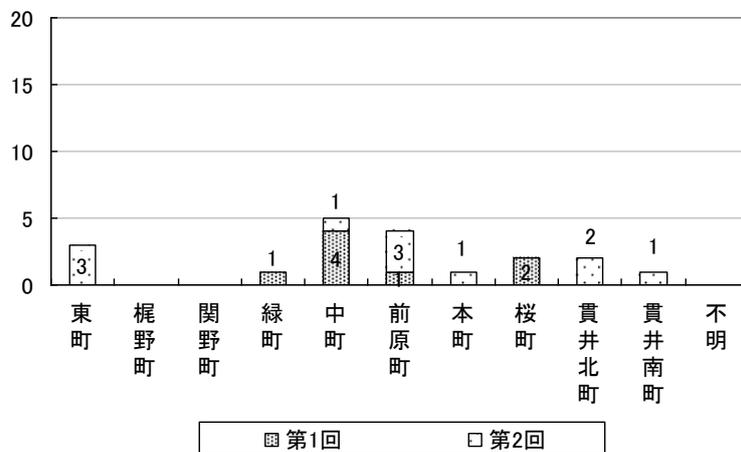


<第2回>



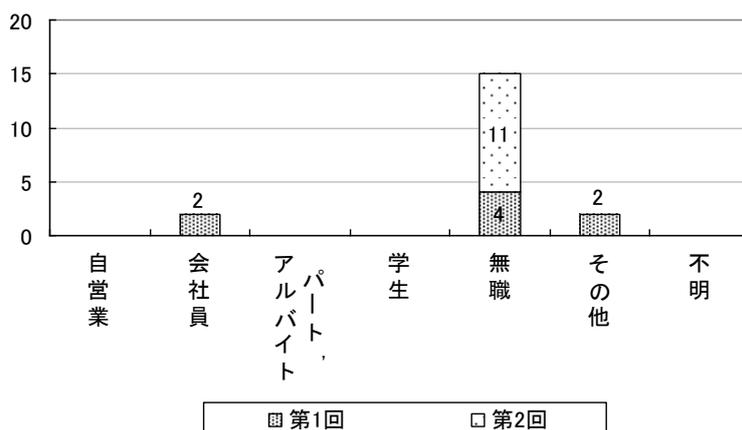
【居住地】

人



【職業】

人



2 概要

○開会

○小金井市のごみについて

(ごみの量や種類、処理・処分の流れ、課題、市の取組み等を紹介)

○ごみ分別クイズ(間違いやすいごみの分別についてクイズ形式で確認)

○グループワーク(各グループが選んだテーマで意見交換、まとめ)

(設定テーマ)

① 発生抑制を進めるためのポイントは

「ごみ減量の基本である発生抑制を推進するにはどうしたらよいか」

② 多くの人にごみ減量の大切さを伝えるには

「多様なライフスタイルがある中で、ごみ減量を理解してもらうための新たなアイデアは」

③ ごみ減量や分別で困っていることと、その解決策

「身のまわりのごみ減量や分別について困っていることと、その解決に向け市と市民が取り組むべき具体策」

○閉会

3 一般向けワークショップで出された意見のテーマ別整理
別紙のとおり

子どものためのワークショップの開催結果

1 日時、参加者について

<第1回>

○平成26年7月29日(火) 9時~11時

○参加者：男性5名 女性7名 合計12名 (小学生以下1名含む)

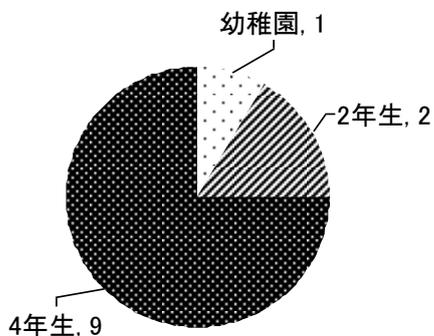
<第2回>

○平成26年8月2日(土) 9時~11時

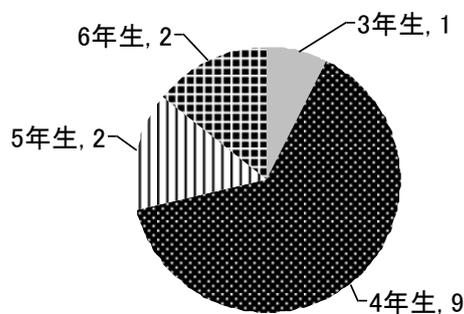
○参加者：男性7名 女性7名 合計14名

【学年】

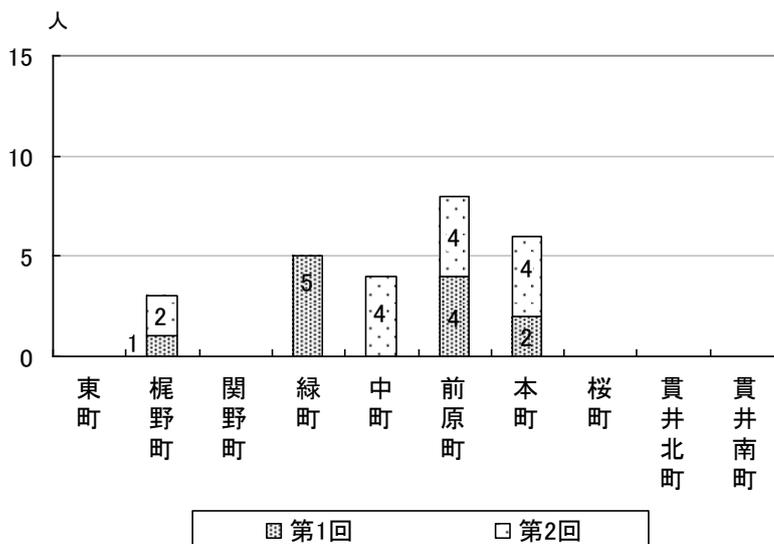
<第1回>



<第2回>



【居住地域】



2 概要

○開会

○買い物ゲーム

- ①お買物券を使って買い物をする（おつりが多いチームの勝ち）。
- ②商品にはごみになるものがあること、その処理にお金がかかること（処理費）を学ぶ。
- ③ごみが出ないようにするためのアイデアを考える（グループ別に発表）。
- ④再度買い物に挑戦する（③をもとにアイデアシートを作成、実行する）。
- ⑤振り返り

○閉会

3 子どものためのワークショップで出された意見の整理 別紙のとおり

■ふりかえりシート

Q. 子供向けワークショップの感想

○ 今日気がついたことは？

- ・リサイクルをしたりして、ごみをへらすこと。
- ・ごみをへらすこと。
- ・ばらのを買うと、しよひがかからない。
- ・トレーよりネットのほうがいい。
- ・トレーを使った物は買わないようにすること。
- ・ごみを気にして買う！
- ・ごみを出さないことは、大切だということです。
- ・トレーやペットボトルのお金がかかるんだなと気づきました。
- ・ごみの処理には処理費があったことです。
- ・処理費があること。
- ・ばら売りで買うとごみがへったことが知れてよかったです。

○ 今日おもしろいなと思ったことは？

- ・はじめてあった友だちといっしょにゲームができておもしろかった。
- ・作戦をたてて、買い物をしたこと。
- ・ごみの数をへらすところ！
- ・買い物ゲームの作戦を練る所と買ってお会計している所。
- ・いろいろゲームをしながら勉強したこと。
- ・買い物ゲームで、処理費や値段を計算しながら考えて買い物するのがおもしろかった。
- ・買い物ゲームでごみのことを思うだけで、しよひが45もへったこと。
- ・ごみのクイズがリアルだった。
- ・買いものゲームがたのしかった。

○ これから実行しようと思ったことは？

- ・3R。
- ・ごみをへらすこと。
- ・ふくろに入れてもらわない。
- ・いらない物はかわない。
- ・おうちの人といっしょにごみがへらせるようにかいものをしたい。
- ・トレーやネットに入っていないばら売りの物を買うこと。
- ・ごみをへらし、かんきょうを守る。
- ・マイバックやエコバックを使用することです。
- ・ごみをいっぱい出さないこと。
- ・ごみをへらす取り組みをしようと思いました。
- ・ばら売りの物をかって、自分のマイバックを使う。

○ そのほかに感じたことは？

- ・たのしかった。ごみについてまなべた。
- ・3Rを守るといい。
- ・ごみをたのしくへらせた。
- ・ごみはたいせつだな〜とおもいました！
- ・またこの機会があったらきたい。
- ・トレーなどに入っている物などより、ばらで買った方がよいこと。
- ・ごみのことが知れてよかった。
- ・処理費が高い。

子どものためのワークショップ結果(第1回)

日時:平成26年7月29日(火) 9時~11時

スケジュール

- 9:00~ 挨拶
- 9:10~ 「買い物ゲーム」の説明
- 9:15~ 買い物ゲーム開始(1回目)
(15分程度)
- 9:30~ ごみの分別・処理の説明
- 9:45~ 作戦タイム
- 10:00~ 休憩
- 10:10~ 買い物ゲーム開始(2回目)
- 10:30~ 買い物ゲーム終了
ふりかえり

買い物ゲームで出されたアイデア

- ・ばらでかうとやすい。
- ・安い材料を買う!
- ・あまりトレーがついている物を買わない。
- ・ばらを買わない(エビは)。
- ・エビを買う(ばらで)。
- ・ペットボトルを買え。
- ・ネットを使った物を買う。
- ・肉を買わない。
- ・国産の物を買う。

作業風景

■ 買い物ゲーム



■ ごみの分別・処理についての説明



■ 減量アイデアのグループ発表



ごみ減量のためのアイデア

リデュース	
【全体】	・リデュースなどをきっちり守る。
【買い物の工夫】	<ul style="list-style-type: none"> ・すいとうをもちあるきペットボトルを買わない。 ・ゴミをださないものを買う。 ・ゴミをへらすために必要なものだけ買う。 ・よく考えてから買う。 ・「もしかしたら」のものは、できるだけ買わない。 ・むだな物を買わない。 ・買いすぎない。 ・トレーなどに入れないで買う(ばらで買う)。 ・せんざいなどつめかえができるかを見て買う。 ・ねだんが安くてトレーなどをつかってない物を買う。
【マイバッグ】	<ul style="list-style-type: none"> ・ビニール袋をもらわない。 ・マイバックを使用する。 ・マイバックを使う。
【節約】	<ul style="list-style-type: none"> ・お金をつかいすぎなければゴミもへる。 ・おねだりしない。 ・なにも買わない。
【その他】	<ul style="list-style-type: none"> ・最後まで使う。 ・生ゴミをへらす(たべのこしをへらす)。
リユース	<ul style="list-style-type: none"> ・リユース ・いらなくてもまわりの人がほしければあげる。
リサイクル	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルできるものを買う。 ・リサイクルを守る。 ・しっかり分別。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・3Rをする。 ・高いものは買わない。 ・おかいどく品を買う。 ・パーゲンの日に買い物に行く。

子どものためのワークショップ結果(第2回)

日時:平成26年8月 2日(土) 9時~11時

スケジュール

- 9:00~ 挨拶
- 9:10~ 「買い物ゲーム」の説明
- 9:15~ 買い物ゲーム開始(1回目)
(15分程度)
- 9:30~ ごみの分別・処理の説明
- 9:45~ 作戦タイム
- 10:00~ 休憩
- 10:10~ 買い物ゲーム開始(2回目)
- 10:30~ 買い物ゲーム終了
ふりかえり

買い物ゲームで出されたアイデア

- ・国産の物を買う。
- ・マイバックを使用する。
- ・ごみになりにくい物を買う(ばらなど)。
- ・エコバックを使う。
- ・処理費がひくい物を買う。
- ・家計簿に書いて、必要な物を買う。
- ・ばら売りを買う。

作業風景

■ 買い物ゲーム



■ 作戦タイム



■ 減量アイデアのグループ発表



ごみ減量のためのアイデア

リデュース	
【買い物の工夫】	<ul style="list-style-type: none">・あまり買わない時は正味量が少ない物を買う。・トレーのある食べ物あまり買わない。・ごみの元になる物を買わない(できるだけ)。・野菜をバラで買う。・トレーはお金がいっぱいかかるから、バラ売りのものを買うといいと思います。・包まれていないばら売りの物を買う。・シンプルで飾りがついていない物を買う。・家計簿に書いて、必要な物を買う。・バラの物を1つ袋に入れる。・バラにしないでまとめて入れる。・バラ売りを買う(必要な分だけ)。・無駄な物を買わないで計画的に。・ごみが小さい物を選んで買う。・カンを5本ではなく、ペットボトルを1本買うなどのように数を少なくする。
【マイバッグ】	<ul style="list-style-type: none">・リュックを持って行って袋をもらわない。・レジ袋を使わない。・レジ袋を使わないで、エコバッグやマイバッグを使うといいと思います。・マイバッグを持ち歩き、レジ袋をもらわない。・ビニール袋は捨てずにエコバッグの代わりにする。・買い物と時にレジ袋ではなくてエコバッグを使う。
【その他】	<ul style="list-style-type: none">・まず普通の袋にごみを入れて、ごみが満ぱんになったら小さいごみ袋に何とか詰め込む。

燃やすごみの処理量の昨年度との月別の比較について

単位：t

項 目	平成25年度			平成26年度			比較増減量 (G = F - C)	比較増減率
	合 計 (C = A + B)			合 計 (F = D + E)				
	家庭系(A)	事業系(B)		家庭系(D)	事業系(E)			
4月	1,038.4	34.9	1,073.3	1,061.7	26.9	1,088.6	15.3	1.43%
5月	1,078.3	34.1	1,112.4	1,063.1	21.6	1,084.7	△ 27.7	△ 2.49%
6月	999.8	28.6	1,028.4	963.9	20.0	983.9	△ 44.5	△ 4.33%
7月	1,087.7	31.2	1,118.9	1,108.7	24.9	1,133.6	14.7	1.31%
8月	1,019.3	27.7	1,047.0	1,013.1	22.3	1,035.4	△ 11.6	△ 1.11%
9月	942.1	29.4	971.5	—	—	—	—	—
10月	1,056.5	32.6	1,089.1	—	—	—	—	—
11月	1,030.8	28.8	1,059.6	—	—	—	—	—
12月	1,059.6	28.9	1,088.5	—	—	—	—	—
1月	1,036.7	29.1	1,065.8	—	—	—	—	—
2月	869.9	28.1	898.0	—	—	—	—	—
3月	975.9	28.5	1,004.4	—	—	—	—	—
合 計	12,195.0	361.9	12,556.9	5,210.5	115.7	5,326.2	△ 53.8	△ 1.00%